

平成18年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成19年12月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計99地方公共団体からの報告に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間を対象に

- (Ⅰ) 特定施設の届出等の状況
- (Ⅱ) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (Ⅲ) 設置者による測定結果報告状況
- (Ⅳ) 土壌汚染対策の状況
- (Ⅴ) 都道府県・政令市における条例制定状況
- (Ⅵ) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係る区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成19年12月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	6
IV. 土壌汚染対策の状況	7
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	7
VI. その他	7
表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数 (全国)	9
表 I - 2 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国)	10
表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況 (届出内容別—全国)	12
表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (全国)	13
表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・総括—全国)	14
表 I - 6 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別—都道府県・政令市別)	15
表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別)	21
表 I - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別—都道府県・政令市別)	32
表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別—都道府県・政令市別)	34
表 I - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)—都道府県・政令市別)	35
表 I - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係—全国)	42
表 I - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係—全国)	42
表 I - 13 適用除外等の状況 (大気・水質別—都道府県・政令市別)	43
表 I - 14 その他の届出等の状況 (大気・水質/法・瀬戸内海法別—都道府県・政令市別)	43
表 II - 1 報告徴収及び立入検査等件数 (大気関係・水質関係—全国)	44
表 II - 2 命令、指導及び罰則適用件数 (大気関係・水質関係—全国)	44
表 II - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係—全国)	45
表 II - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)	46
表 II - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県・政令市別)	48
表 III - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (全国)	50
表 III - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・全国)	51
表 III - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (全国)	52
表 III - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・全国)	53
表 III - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別—都道府県・政令市別)	54
表 III - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別—都道府県・政令市別)	59

表Ⅲ－7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別) ……………	62
表Ⅲ－8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別－都道府県・政令市別) ……………	67
表Ⅲ－9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……………	69
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別) ……………	70
表Ⅲ－11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……………	69
表Ⅳ－1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況 (全国) ……………	71
表Ⅳ－2	報告徴収及び立入検査等件数 (土壌関係－全国) ……………	71
表Ⅳ－3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別－都道府県・政令市別) ……………	72
表Ⅴ－1	都道府県・政令市における条例制定状況 (全国) ……………	73
表Ⅵ－1	水質基準対象施設の届出等の状況 (届出内容別・法－全国) ……………	74
表Ⅵ－2	水質基準対象施設の届出等の状況 (許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域) ……	75
表Ⅵ－3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成19年6月30日現在) ……………	76
表Ⅵ－4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成19年6月30日現在) ……………	81
表Ⅵ－5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係－全国：平成19年6月30日現在) ……………	82
表Ⅵ－6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国：平成19年4月～6月) ……………	83
表Ⅵ－7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別：平成19年4月～6月) ……………	84
表Ⅵ－8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成19年4月～6月) ……………	85
表Ⅵ－9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成19年4月～6月) ……………	86
表Ⅵ－10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別：平成19年4月～6月) ……………	87
表Ⅵ－11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別：平成19年4月～6月) ……………	94

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1 ~ 2、図 1）

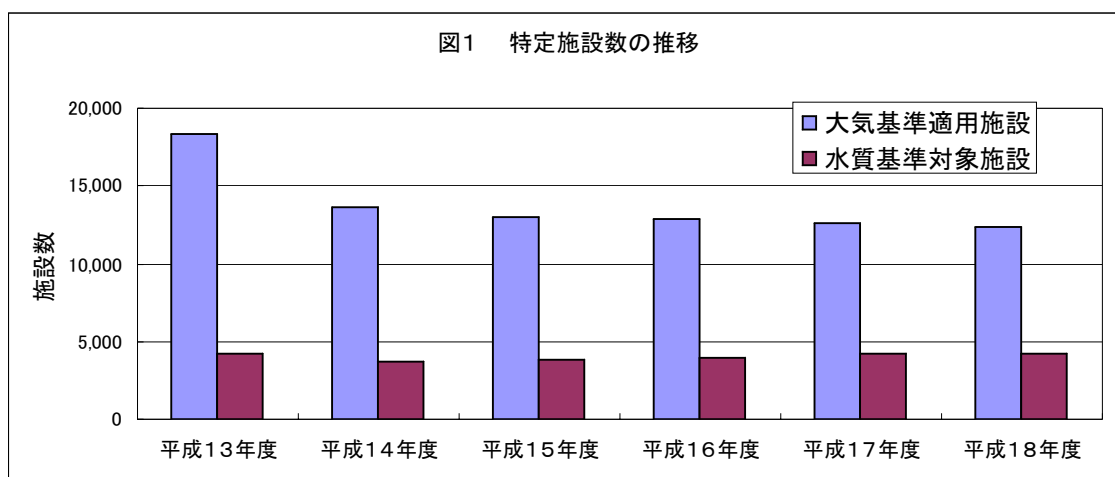
表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成 19 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 12,333、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 4,170 である。事業場数は、大気関係が 9,117、水質関係が 1,924 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注 1)} を加えると、大気基準適用施設数 12,359、水質基準対象施設数 4,186 であり、事業場数は、大気関係 9,130、水質関係 1,931 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度において、同年 12 月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成 18 年度はほぼ前年度並であった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I - 3 ~ 5、図 2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 I - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成 17 年度末の施設数	12,558
	平成 18 年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第 12 条第 1 項)]	340
	使用届出 [既設 (法第 13 条第 1 項)] ^{注 2)}	16
	規制対象規模未満への変更届出 (法第 14 条第 1 項) ^{注 3)} 使用廃止届出 (法第 18 条) } [廃止等]	581
	平成 18 年度末の施設数 (事業場数)	12,333 (9,117)
鉱山保安法等関係施設	平成 18 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 4)}	26 (20)
計	平成 18 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 5)}	12,359 (9,130)

注 2) 既設の未届施設で、平成 18 年度に新たに届出がなされたもの。

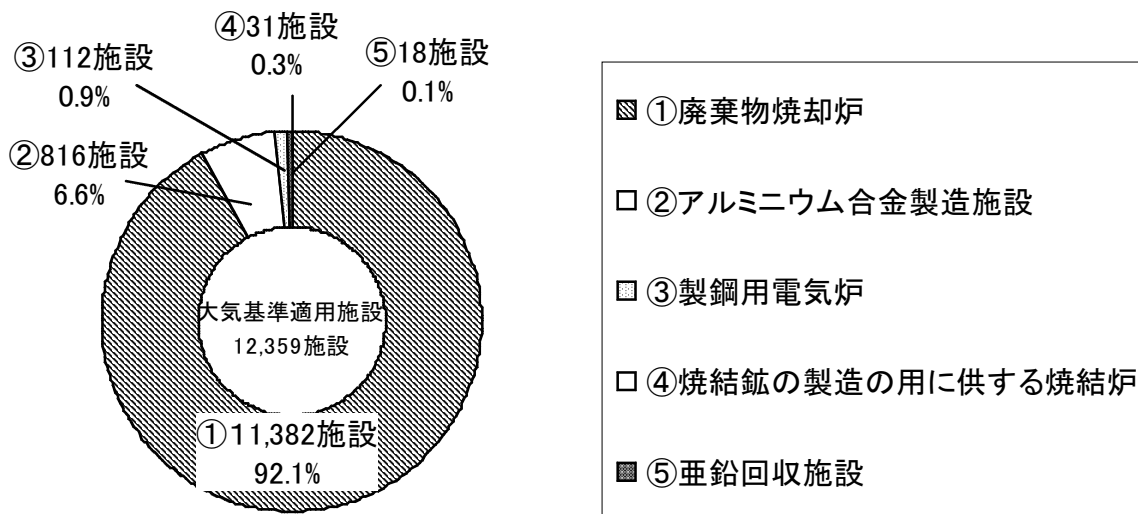
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (7 事業場) があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 11,382 施設であり、全体の 92.1% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 816 施設、製鋼用電気炉 112 施設となっている。

図 2 大気基準適用施設の種類の割合 (平成 18 年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4, 0 4 7 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 8, 3 1 2 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 1 7 年度末の施設数	4, 1 9 5
	平成 1 8 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} 〔 新設 (法第 1 2 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項) 〕	8 7
	使用届出 ^{注7)} 〔 既設 (法第 1 3 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項) 〕	2
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注8)} (法第 1 4 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条)	1 1 4
	平成 1 8 年度末の施設数 (事業場数)	4, 1 7 0 (1, 9 2 4)
鉱山保安法等関係施設	平成 1 8 年度末の施設数 (事業場数) ^{注9)}	1 6 (1 1)
計	平成 1 8 年度末の施設数 (事業場数) ^{注10)}	4, 1 8 6 (1, 9 3 1)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 1 8 年度に新たに届出がなされたものを含む。

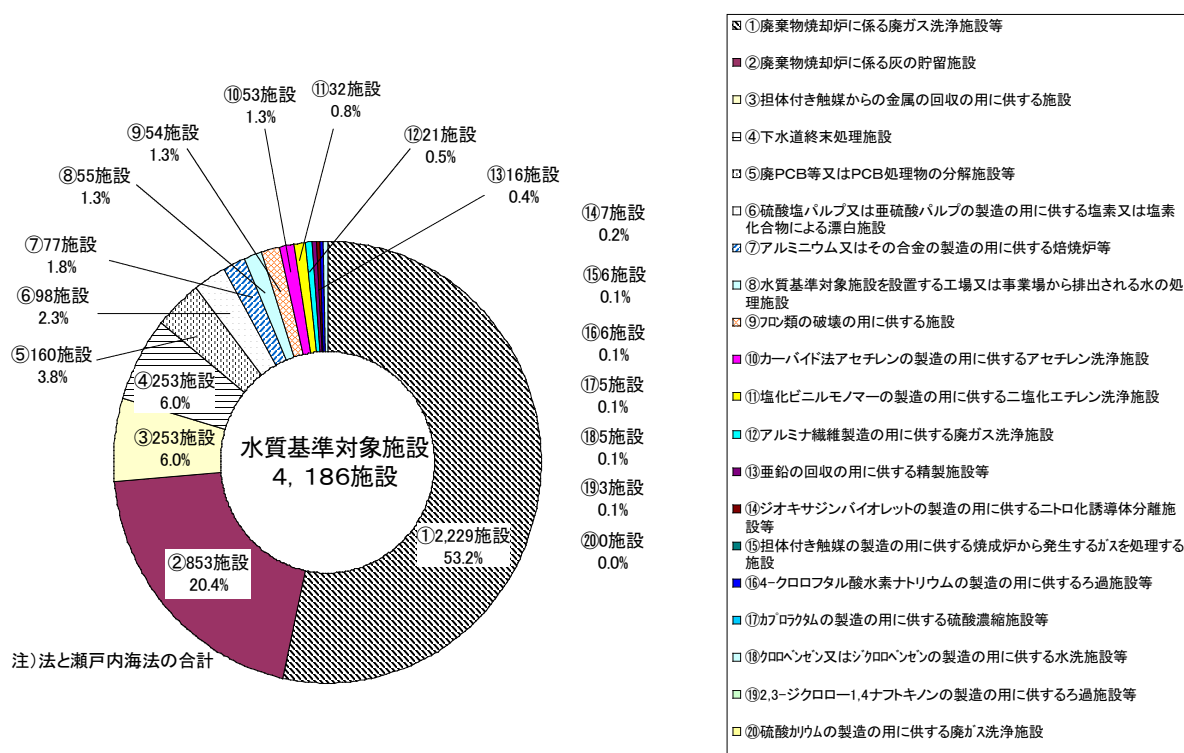
注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合 (4 事業場) があるため、合計が一致しない。

平成 1 8 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗淨施設と湿式集じん施設が 2, 2 2 9 施設、灰の貯留施設が 8 5 3 施設であり、合わせて、全体の 7 3. 6 % を占めている。ついで、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設、および下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）がそれぞれ 2 5 3 施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)} (平成18年度末現在)



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 I - 6 ~ 14)

表 I - 6 に大気基準適用施設、表 I - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない (以下、同じ)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 10 に施設種別 (法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長 (以下「都道府県知事等」という) による資料の提出の要求等の件数は表 I - 11 に全国の状況を、表 I - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出 (以下「その他の届出」という) 等の状況については、表 I - 12 に全国の状況を、表 I - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

Ⅱ. 特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～３）

表Ⅱ－１～２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表３）。

平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間に、全国で、法第３４条第１項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係６，２１９件、水質関係１，２０７件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係２９件、水質関係１件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係４，３１８件（口頭指導２，３４４件、文書指導１，９７４件）、水質関係２６７件（口頭指導１６７件、文書指導１００件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第３４条第１項）及び設置者による測定（法第２８条第１項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設１０５件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）３件であり、それらのうち、３０件に対しては、法第２２条第１項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令１７件、一時停止命令１２件、水質基準適用事業場について改善命令１件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第３５条第３項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第３５条第３項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第１５条、第１６条又は法第２２条第１項又は第３項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第１５条又は第１６条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表３ 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	６，２１９	１，２０７
命令件数 ^{注12)}	２９	１
指導件数 ^{注13)}	４，３１８	２６７
基準超過件数 ^{注14)}	１０５	３

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は１件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－４～５）

表Ⅱ－４に大気基準適用施設、表Ⅱ－５に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表４）。

平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、９，１９４施設（報告対象施設数１２，１６４）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、８３施設（対象施設４１１）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、６４８事業場（報告対象事業場数７１２）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は５事業場（報告対象事業場数３７）から報告があった。

注15) 平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表４ 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	９，１９４ (１２，１６４)	６４８ (７１２)

注16) 平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－５～８）

表Ⅲ－５、６に大気基準適用施設、表Ⅲ－７、８に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－９、１０）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－９に全国の状況を、表Ⅲ－１０に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ. 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、新たに福島県が1地域を土壌汚染対策地域に指定している。

また、東京都が、平成18年3月に土壌汚染対策地域に指定した地域に対し、土壌汚染対策計画を新たに作成している。本地域は、対策計画に基づく事業を実施中である。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－2に全国の状況を、表Ⅳ－3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ. 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成19年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、14地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

Ⅵ. その他

6. 1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表Ⅵ－1～2）

1. 2（2）の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表Ⅵ－1及び表Ⅵ－2に取りまとめた。

6. 2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表Ⅵ－3～5）

2. 1の表Ⅱ－3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅵ－3（大気基準適用施設）及び表Ⅵ－4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表Ⅱ－3取りまとめ以降の平成19年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表Ⅵ－5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成19年6月末までの措置状況 (表VI-6～11)

表III-1(大気基準適用施設)及び表III-3(水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI-6に全国の状況を、表VI-7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成19年6月30日現在の状況について、表VI-8及び表VI-9に全国の状況を、表VI-10及び表VI-11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

大気基準適用施設		平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鋳の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		69 (69)	112 (112)	115 (115)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉、乾燥炉)		8 (7)	18 (15)	18 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		237 (237)	816 (816)	803 (803)
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	—	1,100 (1,097)	1,087 (1,084)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	—	1,501 (1,500)	1,523 (1,522)
	2 t/h未満 ^{注3)}	—	8,781 (8,762)	9,007 (8,988)
	小計	8,802 (8,790)	11,382 (11,359)	11,617 (11,594)
合計		9,130 (9,117)	12,359 (12,333)	12,584 (12,558)

注1) 鋳山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鋳山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	35 (35)	98 (98)	98 (98)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	41 (41)	53 (53)	53 (53)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	21 (21)	19 (19)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	3 (3)	6 (6)	6 (6)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2 (2)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロタル酸水素トリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジニトロベンゼンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジニトロベンゼン洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	37 (37)	77 (77)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5 (5)	16 (16)	16 (16)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		平成19年3月31日現在		【参考】 平成18年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	253 (253)	251 (251)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水または廃液を排出 するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,081 (1,076)	2,229 (2,215)	2,257 (2,244)
	灰の貯留施設	397 (397)	853 (853)	843 (843)
	小計	1,478 (1,473)	3,082 (3,068)	3,100 (3,087)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		19 (19)	160 (160)	160 (160)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		35 (35)	54 (54)	54 (54)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)		222 (222)	253 (253)	250 (250)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		33 (31)	55 (53)	65 (63)
合計		1,931 (1,924)	4,186 (4,170)	4,210 (4,195)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注1)

	平成18年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
				平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)		
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-		0	31	14	0	0	0
製鋼用電気炉	115	0	0	-		3	112	69	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-		7	7	2	2	1
	焼結炉	2	0	0	-		2		0	0	
	溶鉱炉	2	0	0	-		2		0	0	
	溶解炉	3	0	0	-		3		0	0	
	乾燥炉	1	0	0	-		1		1	1	
	小計	15	0	0	-		15		3	3	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	1	0	-		20	237	0	0	0
	溶解炉	727	29	5	-		738		0	0	
	乾燥炉	56	4	0	-		58		0	0	
	小計	803	34	5	-		816		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,084	22	0	-1	+3	11	8,790	3	3	19(7)
	2t/h以上～4t/h未満	1,522	13	0	-2	+0	33		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,988	271	11	-5	+5	508		19(10)	19(10)	
	200kg/h以上～2t/h未満	3,101	39	1	-1	+1	122		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,957	178	7	-2	+3	253		6(2)	6(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,340	36	3	-1	+0	86		1(2)	1(2)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	590	18	0	-1	+1	47		0	0	
	小計	11,594	306	11	-8	+8	552		23(11)	23(11)	
合計	12,558	340	16	-8	+8	581	9,117	26(11)	26(11)	20(7)	

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
 注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1)}

大気基準適用施設		平成19年3月31日現在の設置基数 ^{注2)}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4)} b	法施行後 設置 ^{注5)} c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	—	2 (2)
製鋼用電気炉		112 (112)	103 (103)	6 (6)	3 (3)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		18 (15)	18 (15)	—	0 (0)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		816 (816)	642 (642)	—	174 (174)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	1,100 (1,097)	746 (745)	114 (112)	240 (240)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,501 (1,500)	1,132 (1,131)	131 (131)	238 (238)
	2 t/h未満 ^{注6)}	8,781 (8,762)	5,642 (5,634)	484 (479)	2,655 (2,649)
	小計	11,382 (11,359)	7,520 (7,510)	729 (722)	3,133 (3,127)
合計		12,359 (12,333)	8,312 (8,299)	735 (728)	3,312 (3,306)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括—全国）注1)

	平成18年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6) f	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
								平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	98	1	0	0	1	98	35	0	0	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	53	1	0	0	1	53	41	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルケ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	19	2	0	0	0	21	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	3	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-クロロム酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジチオジニトールイソットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジニトールイソット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	80	2	0	0	5	77	37	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	0	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	3	0	0	1	253	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	2,244	41	1	0	71	2,215	1,076	13(5)	14(5)	9(4)
	843	27	1	0	18	853	397	0	0	0
	小計	3,087	68	2	0	89	3,068	1,473	13(5)	14(5)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	160	3	0	0	3	160	19	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	54	1	0	0	1	54	35	0	0	0
下水道終末処理施設	250	4	0	—	1	253	222	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	63	2	0	0	12	53	31	2	2	2
合計	4,195	87	2	0	114	4,170	1,924	15(5)	16(5)	11(4)

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 I - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別一都道府県・政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設									
	事業場数 (注1)	17年度未施設数 (a)	新設 (注2) (b)	既設 (注3) (c)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	18年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	17年度未施設数 (a)	新設 (注2) (b)	既設 (注3) (c)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	18年度未施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 (注1)	17年度未施設数 (a)	新設 (注2) (b)	既設 (注3) (c)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	18年度未施設数 (a+b+c-e-f)	
北海道	1	1					1	3	3					3								
青森県								1	1					1	1							
岩手県																						
宮城県								1	2					2								
秋田県																						
山形県																						
福島県															1		2					2
茨城県	1	2					2	3	5					5		1						1
栃木県								2	3				1	2								
群馬県								1	1					1								
埼玉県								5	5					5								
千葉県	1	3					3															
東京都								2	3					3								
神奈川県								1	1					1								
新潟県								3	4					4								
富山県								1	1					1								
石川県																						
福井県																						
山梨県																						
長野県																						
岐阜県																						
静岡県																						
愛知県	1	3					3	4	12				1	11	1	1						1
三重県																						
滋賀県																						
京都府								3	4					4								
大阪府								1	1	1				1								
兵庫県	1	1					1	1	1					1								
奈良県																						
和歌山県																						
鳥取県																						
島根県								2	6					6								
岡山県																						
広島県	1	2					2															
山口県								4	12				1	11								
徳島県																						
香川県																						
愛媛県																						
高知県																						
福岡県															1							
佐賀県								1	1					1								
長崎県																						
熊本県								1	1					1								
大分県																						
宮崎県																						
鹿児島県																						
沖縄県								1	1					1								
札幌市								1	1					1								
仙台市								2	3					3								
さいたま市																						
千葉市	1	2					2															
横浜市																						
川崎市	1	1					1	1	4					4								
新潟市																						
静岡市																						
浜松市																						
名古屋市								2	2					2								
京都市								6	10					10								
大阪市								2	5					5								
堺市																						
神戸市																						
広島市																						
北九州市	2	3					3	2	3					3								
福岡市																						
函館市																						
旭川市																						
青森市																						
秋田市																						
郡山市																						
いわき市															1		1					1
宇都宮市																						
川崎市								1	1					1								
船橋市								1	1					1								
横須賀市																						
相模原市																						
富山市								1	1					1								
金沢市																						
長野市																						
岐阜市								1	2					2								
豊橋市								1	1					1								
岡崎市																						
豊田市																						
高槻市																						
東大阪市																						
姫路市								4	5					5	1	1						1
奈良市																						
和歌山市	1	2					2	1	2					2	1	1						1
岡山市																						
倉敷市	1	4					4	2	6					6								
福山市	1	5					5															
下関市																						
高松市								1	1					1								
松山市																						
高知市																						
長崎市																						
熊本市																						
大分市	1	2					2															
宮崎市																						
鹿児島市																						
合計	14	31	0	0	0	0	31	69	115	0	0	0	3	112	7	7	0	0	0	0	7	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉					乾燥炉								
	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未滿変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未滿変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未滿変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未滿変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)
北海道																								
青森県	1					1	1					1												
岩手県																								
宮城県																								
秋田県																								
山形県																								
福島県																								
茨城県																								
栃木県																								
群馬県																								
埼玉県																								
千葉県																								
東京都																								
神奈川県																								
新潟県																								
富山県																								
石川県																								
福井県																								
山梨県																								
長野県																								
岐阜県																								
静岡県																								
愛知県												1						1						
三重県																								
滋賀県																								
京都府																								
大阪府																								
兵庫県																								
奈良県																								
和歌山県																								
鳥取県																								
島根県																								
岡山県																								
広島県																								
山口県																								
徳島県																								
香川県																								
愛媛県																								
高知県												1							1					
福岡県								1				1							1					1
佐賀県																								
長崎県																								
熊本県																								
大分県																								
宮崎県																								
鹿児島県																								
沖縄県																								
札幌市																								
仙台市																								
さいたま市																								
千葉市																								
横浜市																								
川崎市																								
新潟市																								
静岡市																								
浜松市																								
名古屋市																								
京都市																								
大阪市																								
堺市																								
神戸市																								
広島市																								
北九州市																								
福岡市																								
函館市																								
旭川市																								
青森市																								
秋田市																								
郡山市																								
いわき市	1					1						2							2					
宇都宮市																								
川越市																								
船橋市																								
横須賀市																								
相模原市																								
富山市																								
金沢市																								
長野市																								
岐阜市																								
豊橋市																								
岡崎市																								
豊田市																								
高槻市																								
東大阪市																								
姫路市																								
奈良市																								
和歌山市																								
岡山市																								
倉敷市																								
福山市																								
下関市																								
高松市																								
松山市																								
高知市																								
長崎市																								
熊本市																								
大分市																								
宮崎市																								
鹿児島市																								
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種別別—都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設					事業場数 (注1)	焙焼炉					アルミニウム合金製造施設					乾燥炉								
	小計						溶解炉					乾燥炉													
	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)		18年度施設数 (a+b+c-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-e-f)						
北海道						3						5						5							
青森県	2					2																			
岩手県																									
宮城県						1						2						2							
秋田県																									
山形県						2						4	4					8							
福島県	2					4	1				1	25					25	2							
茨城県	1					7	1	1			2	30				1	29	2							
栃木県						12						60	3			4	59	3							
群馬県						6	1				1	7			4		11	1							
埼玉県						10						39	3			1	41	4							
千葉県						2						11				6	5	2							
東京都																		2							
神奈川県																									
新潟県						3						9	1					10							
富山県						16						44				1	43								
石川県						1						1						1							
福井県						4						13	3				16	1							
山梨県						2						5					5	1							
長野県						7						19	1				20	3							
岐阜県						3						2	1				3								
静岡県						15	4				4	62	1			4	59	5							
愛知県	2				2	42	7			1	6	109	3	1		3	110	11							
三重県						8	2					31	1				32	2							
滋賀県						5						16					16	2							
京都府						2						4					4								
大阪府						4						13					13	3							
兵庫県						3						8					8								
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県						1						3				1	2								
広島県						1						3					3								
山口県						2						3					3								
徳島県																									
香川県						1						1					1								
愛媛県																									
高知県																									
福岡県	2				2	6						18	1				19	3							
佐賀県						2						2					2								
長崎県						1						1					1								
熊本県						8						17	1				18	1							
大分県																									
宮崎県						1						1					1								
鹿児島県						2						2					2								
沖縄県																									
札幌市																									
さいたま市																									
千葉市																									
横浜市						1							3				3	1							
川崎市																									
新潟市						4						23					23								
静岡市						2						6					6								
浜松市						3						19	1			1	19								
名古屋市						1						8					8	1							
京都市						1						2					2								
大阪市						4						6					6	1							
堺市																									
神戸市						1						1					1	1							
広島市						5	1				1	4					4								
北九州市																									
福岡市																									
函館市																									
旭川市																									
青森市																									
秋田市						1						1					1								
郡山市																									
いわき市	4				4	1						1					1								
宇都宮市																									
川崎市						1						1					1								
船橋市						1						1					1								
横須賀市																									
相模原市						3						2	4				6	2							
富山市																									
金沢市																									
長野市																									
岐阜市						2						5					5								
豊橋市						1						1	1				2								
岡崎市						7						32				1	31	4							
高槻市																									
東大阪市																									
姫路市	1				1	1	2				2	14					14								
奈良市						1						1					1								
和歌山市	1				1																				
岡山市																									
倉敷市						3	1				1	8					8								
福山市																									
下関市						2						12					12								
高松市						1						1					1								
松山市						1						1					1								
高知市																									
長崎市																									
熊本市																									
大分市						1						2					2								
宮崎市																									
鹿児島市						1						2					2								
合計	15	0	0	0	0	15	237	20	1	0	0	1	20	727	29	5	0	23	738	56	4	0	0	2	58

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別一都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設					廃棄物焼却炉																		
	小計					4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満													
	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-e-f)	事業場数(注1)	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	5					5	215	18							18	28							28	
青森県							106	9							9	23	1						1	23
岩手県							143	6						1	5	26							26	
宮城県	2					2	130	6							6	28							28	
秋田県							66	1							1	18						2	16	
山形県	4	4				8	123	7							7	11							11	
福島県	28					28	106	3	2						5	32							32	
茨城県	33	1			1	33	399	24	2					1	25	63							63	
栃木県	63	3			4	62	183	12							12	30							30	
群馬県	9		4			13	170	17							17	31							31	
埼玉県	43	3			1	45	283	42							42	82							82	
千葉県	13				8	5	347	53	1					3	51	79							79	
東京都							230	122	1					1	122	46							46	
神奈川県							119	29							29	29							29	
新潟県	9	1				10	198	8							8	53							53	
富山県	44				1	43	83	7							7	15							15	
石川県	1					1	90									15							15	
福井県	14	4				18	110	6							6	15							15	
山梨県	6					6	77	3							3	22							22	
長野県	22	2				24	188	7							7	30							30	
岐阜県	2	1				3	234	2							2	39						3	36	
静岡県	71	1			4	68	311	29							29	54	3					4	53	
愛知県	127	4	1		4	128	259	46	4						50	52						1	51	
三重県	35	1				36	188	16			1				17	43			1			4	38	
滋賀県	18					18	124	5							5	31						3	28	
京都府	4					4	67	7						1	6	13							13	
大阪府	16					16	114	39	2						41	37	2						39	
兵庫県	8					8	270	29	2						31	41						2	39	
奈良県							151	5							5	26						2	24	
和歌山県							107									12							12	
鳥取県							89	5							5	7	1						8	
島根県							85	5							5	8	1					2	7	
岡山県	3	1			1	3	104	5							5	13							13	
広島県	3					3	144	8	1						9	21							21	
山口県	3					3	137	13							13	27							27	
徳島県							157	3							3	23							23	
香川県	1					1	118	7						1	6	8							8	
愛媛県							182	8							8	21							21	
高知県							123									14							14	
福岡県	21	1				22	286	18							18	35							35	
佐賀県	2					2	99	4							4	14						1	13	
長崎県	1					1	110	8							8	14							14	
熊本県	18	1				19	120	1							1	26							26	
大分県							56	1							1	13							13	
宮崎県	1					1	73	8						1	7	11						2	9	
鹿児島県	2					2	136									25	2						27	
沖縄県							109	5							5	22							22	
札幌市							15	9							9	8							8	
仙台市							23	10							10	7							7	
さいたま市							30	13							13	1							1	
千葉市							41	14							14	4							4	
横浜市	4					4	66	24	1						25	5							5	
川崎市							32	21						1	20	7							7	
新潟市							52	9							9	11	1					2	10	
静岡市	23					23	83	8							8	4							4	
浜松市	6					6	45	4							4	11							11	
名古屋市	19	1			1	19	47	14	2						16	1							1	
京都市	9					9	51	18							18	1							1	
大阪市	2					2	36	30							30	5							5	
堺市	7					7	36	10							10	2							2	
神戸市							27	18							18	3							3	
広島市	2					2	51	9							9	7							7	
北九州市	5					5	34	22						1	21	5							5	
福岡市							17	9							9	4							4	
函館市							6	3							3									
旭川市							10	2							2	3						1	2	
青森市							26	6							6	7						1	6	
秋田市	1					1	13	4							4	2							2	
郡山市							17	5							5	2							2	
いわき市	1					1	23	13	1						14	5							5	
宇都宮市							15	5							5	6							6	
川越市	1					1	11	2							2	3							3	
船橋市	1					1	14	8							8	2							2	
横浜須賀市							8	5							5	3							3	
相模原市							23	7	3						10	2							2	
富山市	4	4				8	34	1							1	1							1	
金沢市							25	5							5	2							2	
長野市							23	3							3	1							1	
岐阜市							19	5							5	6							6	
豊橋市	5					5	11	3							3	3							3	
岡崎市	1	1				2	25	5							5							1	2	
豊田市	36				1	35	20	7							7	4							4	
高槻市							7	5							5	2							2	
東大阪市							6	8							8	3							3	
姫路市	16					16	38	7							7	9	2						11	
奈良市	1					1	23	4							4									
和歌山市							47	6							6	3							3	
岡山市							43	7							7	2							2	
倉敷市	9					9	36	11							11	12			1				1	
福山市							54	6							6	6							6	
下関市	12					12	18	2							2	4							4	
高松市	1					1	18	5							5									
松山市	1					1	31	5							5	3							3	
高知市							25	3							3	1							1	
長崎市							25	4							4	1							1	
熊本市							17	4							4	1							1	
大分市	2					2	31	9			1	1			9	2							2	
宮崎市							15	3							3	5					</			

表 I - 6 (5) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																							
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満											
	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	17年度施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未変更(e)	廃止(f)	18年度施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	118	1					2	117	85	4					4	85	23							23
青森県	32						32	32	55	1					2	54	10							10
岩手県	39	1					40	40	81	2					4	79	15							15
宮城県	33	1					33	33	67	3	2				7	65	6							6
秋田県	51	2					53	53	22	1					1	22	1							1
山形県	30						30	30	68	7					7	68	12	1					3	10
福島県	61	4					65	60	23	2					1	24	21						2	19
茨城県	90						88	221	64						19	266	36	2					2	36
栃木県	57	2					55	98	5						6	97	22	1						23
群馬県	57						57	58	5						1	62	32	1					1	32
埼玉県	103	1					99	99	54						3	51	91	8					2	97
千葉県	92	4					93	196	7						20	183	46	2	2				7	43
東京都	46						45	64	1						1	64	67	2					2	67
神奈川県	43						43	49							5	44	23						1	22
新潟県	73						8	65	90	1					7	84	37		1				5	33
富山県	22						22	43		1						44	10						1	9
石川県	30						30	54	3						8	50	12						1	12
福井県	36						1	35	54	1					3	52	14						1	13
山梨県	32						1	31	36	1					5	32	10	1						11
長野県	86						3	83	78	2					4	76	21						2	19
岐阜県	71						1	70	111						9	102	56						2	54
静岡県	108						6	102	130	3					5	128	46	1					1	46
愛知県	108	1					3	106	95	2					6	91	32	2					1	33
三重県	67	2					7	62	94	3					5	93	25	1		1				25
滋賀県	48						2	46	63	2	1				5	61	17							17
京都府	34						2	32	47	1					8	40	9						1	8
大阪府	53						1	52	28	4					3	29	12						1	11
兵庫県	86	3					5	84	135	1					7	129	41	2					4	39
奈良県	45						45	101	6	1						108	15	1					1	15
和歌山県	44						5	39	51	1					6	46	22						2	20
鳥取県	39	1					2	38	49	3					4	48	8						1	7
島根県	42						2	40	33	1					1	33	3							3
岡山県	46						1	45	54	5					6	53	12						1	11
広島県	63						2	61	80						2	78	13						1	12
山口県	61	2					1	62	56	1					4	53	31						2	29
徳島県	52						1	52	95	2					3	94	19						4	15
香川県	38						4	34	55	5					1	59	22						1	21
愛媛県	56						1	55	90	5					5	90	36	1					3	34
高知県	38						1	37	66	1						67	15						1	14
福岡県	71						5	66	120	2					10	112	60						9	51
佐賀県	51	1					52	51	1						3	49	9							9
長崎県	70	2					2	70	38	1	1				1	39	8							8
熊本県	45	2					47	48	1						3	46	13							13
大分県	23						23	20								20	9							9
宮崎県	28						4	24	40						2	38	4							4
鹿児島県	46						46	72	1						2	71	16						2	14
沖縄県	35						35	32	3						2	33	8	3						11
札幌市	4						4	5							5	4	1						1	4
仙台市	5						5	10							1	9	1							1
さいたま市	8						1	7	3						3	9	3						1	11
千葉市	8						8	17	2						1	18	9							9
横浜市	16						16	17							2	15	33						3	30
川崎市	15	3					18	2							1	1	8						2	6
新潟市	17						1	16	24							24	12							12
静岡市	16						1	15	38	1		1			3	38	18						3	15
浜松市	20		1				21	25							4	21	8						2	6
名古屋市	5	2					1	6	22						1	21	10							10
京都市	14						1	13	20						3	17	20							20
大阪市	14						1	13	6							6	8							8
堺市	8	1					2	7	17	1					1	17	8							8
神戸市	3						3	13								13	4						1	3
広島市	36						2	34	19						4	15	1							1
北九州市	22	1					4	19	11	1						12	1							1
福岡市	5						5	8								8								
函館市	3						3	3								3								
旭川市	1						1	4								4								
青森市	4						1	3	17	1					4	14	3							3
秋田市	7						7	3								3								
郡山市	2						2	8								8	6							6
いわき市	6						6	7							1	6	2							2
宇都宮市	6						1	5	3							3	2							2
川崎市	2						2	4								4	3						1	2
船橋市	1						1	7				1	1			7	3							3
横浜須賀野市	1						1	2								2	1							1
相模原市	14						14	4								4	5							5
富山市	10						10	16	1						1	16	7	2						9
金沢市	7						7	10								9	7							7
長野市	11						11	9								9	3							3
岐阜市	5						5	8							1	7	4							4
豊橋市	6						1	5	6						1	5	1							1
岡崎市	12						12	12								12	6	1						7
豊田市	6						6	6							1	5	4							4
高槻市	2						2	5								5								
東大阪市	3						1	2	2							2	2							2
姫路市	9						9	18							1	17	7							7
奈良市	5						1	4	13						1	12	6							6
和歌山市	13						2	11	22						3	19	11						2	9
岡山市	33						1	32	19		1				3	17	4						1	3
倉敷市	22						22	6								6	2							2
福山市	16						16	35	1						1	35	5							5
下関市	7	2					4	5	9							9	1							1
高松市	8																							

表 I - 6 (6) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別—都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合計															
	50kg/h未満 (0.5m以上)					小計					17年度施設数					18年度施設数										
	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	事業場数 (注1)	17年度施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	18年度施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	10						1	9	282	5					7	280	222	291	5						7	289
青森県	11						1	10	140	2					4	138	108	143	2						4	141
岩手県	7	1						8	174	4					5	173	143	174	4						5	173
宮城県	5							5	145	4	2				8	143	132	149	4	2					8	147
秋田県	3							3	96	3					3	96	66	96	3						3	96
山形県	6	2					1	7	134	10					11	133	125	138	14						11	141
福島県	7							7	147	8					8	147	111	177	8						8	177
茨城県	15	1					2	14	449	69					26	492	410	490	70						27	533
栃木県	10							9	229	8					11	226	197	295	11						16	290
群馬県	16						5	11	211	6					7	210	177	221	6	4				7	224	
埼玉県	17	2					1	18	389	11					11	389	298	437	14						12	439
千葉県	20						1	19	486	14	2				34	468	350	502	14	2				42	476	
東京都	28	1					2	27	373	5					7	371	232	376	5						7	374
神奈川県	9						1	8	182						7	175	120	183							7	176
新潟県	22							22	283	1	1				20	265	204	296	2	1				20	279	
富山県	4							4	101	3	1				1	101	100	146			1				2	145
石川県	1			1				1	112	3		1	1		8	107	91	113	3			1	1		8	108
福井県	8	1					1	8	133	2					6	129	114	147	6		1	1			6	147
山梨県	6							6	109	2					6	105	79	115	2						6	111
長野県	9						1	8	231	2					10	223	195	253	4						10	247
岐阜県	12							12	291						15	276	237	293	1						15	279
静岡県	22	5						27	389	12					16	385	326	460	13						20	453
愛知県	17						3	14	350	9					14	345	307	494	13	1				19	489	
三重県	14	2					1	15	259	8		2	2		17	250	196	294	9		2	2		17	286	
滋賀県	13	1					2	12	177	3	1				12	169	129	195	3	1				12	187	
京都府									110	1					12	99	69	114	1						12	103
大阪府	11						1	10	180	8					6	182	121	200	8						6	202
兵庫県	18						3	15	350	8					21	337	275	360	8						21	347
奈良県	3							3	195	7	1				3	200	151	195	7	1				3	200	
和歌山県	14						1	13	143	1					14	130	107	143	1						14	130
鳥取県	3							3	111	5					7	109	89	111	5						7	109
島根県	7							7	98	2					5	95	87	104	2						5	101
岡山県	9							9	139	5					8	136	105	142	6						9	139
広島県	20						2	18	205	1					7	199	146	210	1						7	204
山口県	10						1	9	198	3					8	193	143	213	3						9	207
徳島県	4							4	196	2					7	191	157	196	2						7	191
香川県	8							8	138	5					7	136	119	139	5						7	137
愛媛県	17							17	228	6					9	225	182	228	6						9	225
高知県	5						1	4	138	1					3	136	123	138	1						3	136
福岡県	20						1	19	324	2					25	301	293	347	3					25	325	
佐賀県	6	1						7	135	3					4	134	102	138	3						4	137
長崎県	7							7	145	3	1				3	146	111	146	3	1				3	147	
熊本県	13						1	12	146	3					4	145	129	165	4						4	165
大分県	3							3	69						69	56	69								69	69
宮崎県									91						9	82	74	92							9	83
鹿児島県	7							7	166	3					4	165	138	168	3						4	167
沖縄県	4							4	106	6					2	110	110	107	6						2	111
札幌市	3							3	33	1					1	33	16	34	1						1	34
仙台市	1							1	34						1	33	25	37							1	36
さいたま市	7						1	6	41	3					3	41	30	41	3						3	41
千葉市	5							5	57	2					1	58	42	59	2						1	60
横浜市	8						2	6	103	1					7	97	67	107	1						7	101
川崎市	4							4	57	3					4	56	34	62	3						4	61
新潟市	2							2	75	1					3	73	52	75	1						3	73
静岡市	9							9	93	1					4	90	87	116	1		1	1			4	113
浜松市	2							2	70		1	1	1		6	65	47	76			1	1			6	71
名古屋市	10						3	7	62	4					5	61	52	83	5						6	82
京都市									73						4	69	52	82							4	78
大阪市									63						1	62	43	75							1	74
堺市	2							2	47	2					3	46	42	59	2						3	58
神戸市	1							1	42						1	41	27	42							1	41
広島市	4							4	76						6	70	52	78							6	72
北九州市	2							2	63	2					5	60	43	74	2						5	71
福岡市	1							1	27						27	17	27								27	27
函館市									9						9	6	9								9	9
旭川市	3	1					1	3	13	1					2	12	10	13	1						2	12
青森市	4							4	41	1					6	36	26	41	1						6	36
秋田市	1							1	17						1	16	14	18							1	17
郡山市									23						23	17	23								23	23
いわき市									33	1					1	33	25	38	1						1	38
宇都宮市	1							1	23						1	22	16	24							1	23
川越市	1						1	1	15						2	13	12	16							2	14
船橋市									20						20	16	22								20	22
横須賀市	5							5	17						17	8	17				1	1			17	17
相模原市	2							2	34	3					37	23	34	3							37	37
富山市	2							2	37	3					1	39	38	42	7						1	48
金沢市	1							1	32						1	31	25	32							1	31
長野市									27						27	23	27								27	27
岐阜市	2						1	1	30						2	28	20	32							2	30
豊橋市									19						3	16	14	25							3	22
岡崎市	1							1	36	1					37	26</										

表 I - 7 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	硫酸塩ペル(チアトペル)又は亜硫酸ペル(チアチペル)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カパイ法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道	6	19						19	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								1
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									2	7	1				1	7
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	2						2								
静岡県	5	9					1	8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	6						6	1	1						1
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	6						6								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1	1						1
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	3	1					4	1	1						1
静岡市									1	1						1
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
奈良市																
和歌山市									1	1						1
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	35	98	1	0	0	0	1	98	41	53	1	0	0	0	1	53

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	硫酸カリの製造の用に供する廃 ¹ ス洗浄施設							7μけ繊維の製造の用に供する廃 ¹ ス洗浄施設								
	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県		1	2													2
東京都																
神奈川県																
新潟県		1	12	1												13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県		1	2													2
岐阜県																
静岡県		1	2													2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県		1	1	1												2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計		0	0	0	0	0	0	0	5	19	2	0	0	0	0	21

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニル/マの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^(注2)	17年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^(注2)	17年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	9							9
栃木県																
群馬県																
埼玉県		1	2													
千葉県								2								
東京都																
神奈川県		1	2													
新潟県								2								
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6							6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4							4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9							9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市		1	2													
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市								1	4							4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計		3	6	0	0	0	0	6	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	カトラクラムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1		3					3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市										3						3
浜松市																
名古屋市	1		2					2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	5	0	0	0	0	0	5	1	5	0	0	0	0	0	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	17年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	17年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度末施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		1	3					3		3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県		1	3					3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	ｼﾝｸﾞﾙﾌﾞｲﾚｯﾄの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾝｸﾞﾙﾌﾞｲﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							ｱﾐﾈｰﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>(注3)</small>	既設 ^(c) <small>(注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>(注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>(注5)</small>	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		2							2							2
茨城県		2							4							4
栃木県		2							3	1						4
群馬県																
埼玉県		1							1							1
千葉県		1							1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県		6							12						1	11
石川県																
福井県		2							8						3	5
山梨県																
長野県																
岐阜県		1							1							1
静岡県		5							15	1						16
愛知県		2							4						1	3
三重県		1							2							2
滋賀県		4							5							5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1		7					7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市		1							2							2
川崎市																
新潟市																
静岡市		1							5							5
浜松市																
名古屋市		1							4							4
京都市		1							4							4
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市		1							1							1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市		1							1							1
高槻市																
東大阪市																
姫路市		1							2							2
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市		1							2							2
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	7	37	80	2	0	0	0	0	5	77

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^(注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県		1	2						2							
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		1	4						4							
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									3	48	1					49
千葉県																
東京都																
神奈川県		1							1	10						10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県		2							2	193	1				1	193
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県		1	1						1							
高知県																
福岡県		1	3						3							
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市											1					1
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市		1	6						6							
宇都宮市																
川崎市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	5	16	0	0	0	0	0	16	6	251	3	0	0	0	1	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上し;
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括—都道府県・政令市別) 注1)

事業場数 ^(注2)	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b)	既設 ^(c)	瀬法から法への移行 ^(d1)	法から瀬法への移行 ^(d2)	規模未変更 ^(e)	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-e-f)	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b)	既設 ^(c)	瀬法から法への移行 ^(d1)	法から瀬法への移行 ^(d2)	規模未変更 ^(e)	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-e-f)	
北海道	21	38	4					42	8	12							12	
青森県	16	31	1					31	1	8							8	
岩手県	6	7						7	1	1							1	
宮城県	1	6						6										
秋田県	2	1	2					3	5	4	3						7	
山形県	15	17						2	15	8							8	
福島県	12	34						1	33	18	25	6				2	29	
茨城県	48	72	10					6	76	10	15						15	
栃木県	4	10						3	7	5	10					1	9	
群馬県	6	9						9	9	10							10	
埼玉県	71	142						142	20	50							50	
千葉県	41	102	1					3	100	14	40	2				1	41	
東京都	32	144						2	142	21	89	2					91	
神奈川県	16	53						53	6	24							24	
新潟県	18	28						5	23	16	19						19	
富山県	7	29	1					4	26	2	5						5	
石川県	4	5						5	7	8							8	
福井県	12	28		1				29	5	8							8	
山梨県	9	13						1	12	4	4						4	
長野県	36	85						1	84		26						26	
岐阜県	36	48						1	47									
静岡県	43	69						69	5	15	1					1	15	
愛知県	35	62	2					2	62	17	24	1					25	
三重県	22	42						6	36	5	8					2	6	
滋賀県	6	12	1					13	3	5						1	4	
京都府	5	9	1					1	9	7	8						8	
大阪府	40	117	3					3	117	2	21	5					26	
兵庫県	35	66	1					67	35	41						1	40	
奈良県	25	26						26	6	6							6	
和歌山県	8	9						9	13	18						2	16	
鳥取県	5	13						13	10	16	1						17	
島根県	17	21	2					4	19	3	6					1	5	
岡山県	12	18						1	17	6	12						12	
広島県	14	24						24	8	5							5	
山口県	25	56						56		2							2	
徳島県	20	38						38	6	7							7	
香川県	12	17						17	6	12							12	
愛媛県	9	13						1	12	2	2						2	
高知県	9	13						1	12									
福岡県	31	49						49	8	21						1	20	
佐賀県	8	14						2	12	6	5	1					6	
長崎県	10	16						16	5	6							6	
熊本県	2	4						4	2	3							3	
大分県	1	1						1										
宮崎県	1	1																
鹿児島県	17	22	1					1	22	8	9					1	8	
沖縄県	1	7							7	4	8						8	
札幌市	5	10						1	9	3	3						3	
仙台市	4	8						2	6	3	6						6	
さいたま市	5	19						19	3	11							11	
千葉市	6	18	1					19	3	21							21	
横浜市	15	38	1					1	38	4	4						4	
川崎市	8	13						1	12	1	5					1	4	
新潟市	7	10						10	3	3							3	
静岡市	4	12						12		1							1	
浜松市	3	21						1	20	1	5						5	
名古屋市	7	14						14		5							5	
京都市	9	31						31		11							11	
大阪市	7	10						1	9	5	6					1	5	
堺市	7	16						16	2	8							8	
神戸市	19	40						1	39	1	9						9	
広島市	12	33						33	7	25							25	
北九州市	4	17						17	1	5							5	
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3							3	
秋田市	4	9						1	8	1	2						2	
郡山市	1	1						1	2	2							2	
いわき市	6	17	1					1	17									
宇都宮市	5	13						13		4							4	
川越市	4	6						6	2	4							4	
船橋市									2	2							2	
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
相模原市	14	30	6					36	8	4							12	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	4						4		1						1		
長野市	11	15						15	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市	3	3						1	2	3	4						4	
岡崎市	6	7	1					8	1	1	1						1	
豊田市	2	4						4	4	5							5	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		13						1	12									
姫路市	9	22						22	1	11	2						13	
奈良市	1	4						2	2	1	2						2	
和歌山市	3	4						4	4	2							2	
岡山市	10	10	1					11	3	5							5	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	7	14						14	1	2							2	
下関市								2										
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	1	3						3										
高知市	2	3						3	1	2							2	
長崎市	5	9						1	8		2						2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	18						1	17		3					1	2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市	1	1						1	2	4							4	
合計	1076	2244	41	1	0	0	0	71	2215	397	843	27	1	0	0	0	18	853

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種別・総括一都道府県・政令市別) 注1)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設									
	小 計																
	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^(注3)	既設 ^(c) ^(注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) ^(注5)	規模未変更 ^(e) ^(注6)	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-e-f)	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^(注3)	既設 ^(c) ^(注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) ^(注5)	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)
北海道	29	50	4					54	1	36							36
青森県	17	39	1					39									
岩手県	7	8						8									
宮城県	1	6						6									
秋田県	7	5	5					10									
山形県	23	25						23	1	26							26
福島県	30	59	6					62									
茨城県	58	87	10					91									
栃木県	9	20						16									
群馬県	15	19						19									
埼玉県	91	192						192									
千葉県	55	142	3					141	1	2							2
東京都	53	233	2					233	1	3							3
神奈川県	22	77						77									
新潟県	34	47						42		1							1
富山県	9	34	1					31									
石川県	11	13						13									
福井県	17	36		1				37									
山梨県	13	17						16									
長野県	36	111						110									
岐阜県	36	48						47									
静岡県	48	84	1					84									
愛知県	52	86	3					87	2	2							2
三重県	27	50						42									
滋賀県	9	17	1					17									
京都府	12	17	1					17									
大阪府	42	138	8					143									
兵庫県	70	107	1					107									
奈良県	31	32						32									
和歌山県	21	27						25									
鳥取県	15	29	1					30									
島根県	20	27	2					24									
岡山県	18	30						29									
広島県	19	29						29	1	1							1
山口県	25	58						58									
徳島県	26	45						45									
香川県	18	29						29									
愛媛県	11	15						14									
高知県	9	13						12									
福岡県	39	70						69									
佐賀県	14	19		1				18									
長崎県	15	22						22									
熊本県	4	7						7									
大分県	1	1						1									
宮崎県	1	1						1									
鹿児島県																	
沖縄県	25	31	1					30									
札幌市	5	15						15									
仙台市	8	13						12									
さいたま市	7	14						12									
千葉市	8	30						30	1	1							1
横浜市	9	39	1					40	1	1							1
川崎市	19	42	1					42	1	29					3		26
新潟市	9	18						16									
静岡市	10	13						13									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	4	26						25	1	1							1
京都市	7	19						19									
大阪市	9	42						42	2	5							5
堺市	12	16						14									
神戸市	9	24						24									
広島市	20	49						48	1	1							1
北九州市	19	58						58	1	8							8
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	5	6						6									
秋田市	5	11						10									
郡山市	3	3						3									
いわき市	6	17	1					17									
宇都宮市	5	17						17									
川越市	6	10						10									
船橋市	2	2						2									
横須賀市	4	18						18			2						2
相模原市	14	38	10					48									
富山市	5	9						9	2	1	1						2
金沢市	2	5						4									
長野市	12	16						16									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	7						6									
岡崎市	7	8	1					9									
豊田市	6	9						9	1	40							40
高槻市	2	15						15									
東大阪市	13	13						12									
姫路市	10	33	2					35									
奈良市	2	6						4									
和歌山市	3	6						6									
岡山市	13	15	1					16									
倉敷市	15	39						39									
福山市	8	16						16									
下関市	2	2						2									
高松市	4	5						5									
松山市	1	3						3									
高知市	3	5						5									
長崎市	5	11						10	1	2							2
熊本市	2	4						4									
大分市	4	21						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	3	5						5									
合 計	1473	3087	68	2	0	0	0	89	3068	19	160	3	0	0	0	3	160

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (10) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括-都道府県・政令市別) 注1

	フワコ類の破壊の用に供する施設のうちアプラマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設							
	事業場 数 ^(注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	法から 法への 移行 (d1) (注5)	法から 法への 移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	17年度 未施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	廃止 (f)	18年度 未施設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1		1					1	2					2
秋田県														
山形県								1	1					1
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5						5	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県	1	1						1	12	12				12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県		1						1	2	2				2
岐阜県	2	3						3	3	3				3
静岡県	1	1						1	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県								2	2	2				2
滋賀県	1	1						1	3	2	1			3
京都府								2	2					2
大阪府	1	1						1	14	14				14
兵庫県								9	9	9				9
奈良県								1	2					2
和歌山県														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								1	1					1
広島県	1	2						2						
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県								2	2					2
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	1	1						1	1		1			1
札幌市								5	4		1			5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	4					4
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市	1	1						1	2	2				2
名古屋市								5	5					5
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	2				1		1	2	2				2
神戸市								5	5					5
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
横須賀市								2	2					2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市								1	1					1
豊田市														
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
岡山市								1	1					1
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1	1			1		1
高松市								2	1		1			2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
長崎市														
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	35	54	1	0	0	0	1	54	222	250	4	0	1	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬戸内海法からの移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括-都道府県・政令市別) 注1)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^(注3)	既設 ^(c) ^(注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) ^(注5)	廃止 ^(f)	18年度未施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^(注2)	17年度未施設数 ^(a)	新設 ^(b) ^(注3)	既設 ^(c) ^(注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) ^(注5)	規模未済変更 ^(e)	廃止 ^(f)
北海道								43	112	4						116
青森県								21	50	1						50
岩手県		1						9	11							11
宮城県								7	15	1						16
秋田県			1					7	5	6						11
山形県								25	52							50
福島県		1						34	72	6						75
茨城県								68	110	10						114
栃木県								16	28	1						25
群馬県								23	30							30
埼玉県								109	257	1						258
千葉県	4	5						68	159	3						158
東京都								75	257	2						257
神奈川県								38	103							103
新潟県	4	16						41	83	2						72
富山県						7	9	21	54	1						50
石川県								11	13							13
福井県								20	45		1					43
山梨県								14	18							17
長野県								39	116							115
岐阜県								43	57							56
静岡県		1						65	310	3						310
愛知県		1						72	113	3						113
三重県		2						33	72							64
滋賀県	1							17	25	2						26
京都府								15	20	1						20
大阪府								57	153	8						158
兵庫県								82	123	1						123
奈良県								32	34							34
和歌山県		1						21	28							25
鳥取県								20	37	1						38
島根県								22	29	2						26
岡山県								20	32							31
広島県	1	2						26	41							41
山口県	1	5						31	79							75
徳島県						4		27	47							47
香川県	1		1					23	35	2						37
愛媛県	2	4						17	36							35
高知県								9	13							12
福岡県	1	1						42	75							74
佐賀県								15	21		1					20
長崎県								18	25			1				25
熊本県								5	8							8
大分県									1							1
宮崎県								3	8							8
鹿児島県								2	2							2
沖縄県	1	1						29	34	2						34
札幌市								10	19	1						20
仙台市								10	15							14
さいたま市								7	14							12
千葉市	1	1						13	37							37
横浜市	2	2						20	69	1						70
川崎市	1	1						23	76	1						73
新潟市		1						14	27	1						26
静岡市								16	28							28
浜松市								9	21							21
名古屋市								12	38	1						38
京都市								12	27							27
大阪市								19	55							55
堺市								17	22						3	19
神戸市								14	29							29
広島市								27	58						1	57
北九州市		1						26	75							75
福岡市								8	25							25
函館市								1	1							1
旭川市								2	4							4
青森市								5	6							6
秋田市								9	15							14
郡山市	1	1						5	5							5
いわき市		1						9	27	1						27
宇都宮市	1	1						6	18							18
川越市								6	10							10
船橋市								2	2							2
横須賀市								6	20	2						22
相模原市	1	3						15	41	10						51
富山市	2	2						12	15	1						16
金沢市								3	6							5
長野市								15	19							19
岐阜市								6	6							6
豊橋市								4	8							7
岡崎市	1	1						9	10	1						11
豊田市								8	50							50
高槻市								3	19							19
東大阪市								2	15							14
姫路市								15	40	2						42
奈良市								2	6							4
和歌山市	1	1						7	10							10
岡山市								14	16	1						17
倉敷市		1						17	45							45
福山市								9	17							17
下関市								2	6							3
高松市								6	6	1						7
松山市								1	3							3
高知市	1	1						6	9							9
長崎市	1	1						7	14							13
熊本市								4	6							6
大分市	2	3						7	25							23
宮崎市								2	4							4
鹿児島市								5	8							8
合 計	31	63	2	0	0	0	53	1924	4195	87	2	0	0	0	114	4170

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種別別 - 都道府県・政令市別)

	重鉛回収施設												廃棄物焼却炉			
	焙焼炉			焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上		
	18年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 事業場数	18年度末 施設数	17年度末 施設数
北海道														1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県														2(1)		
茨城県																
栃木県													1	2	2	
群馬県													1			
埼玉県																
千葉県																
東京都														1(1)		
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県														1		
福井県														2(2)		
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府														1(1)		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県														2		
香川県																
愛媛県	1	2	2							1	1	3	3	1		
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県														2		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市														1(1)		
横浜市														1		
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市														1		
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市														1	1	1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	19(7)	3	3

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 8 (2) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										小計		合計		
	2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5m以上)		18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 事業場数	17年度末 施設数	
	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数	18年度末 施設数	17年度末 施設数					
北海道					1	1					1	1	1	1	
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	
茨城県															
栃木県										2	2	1	2	2	
群馬県					1	1				1	1	1	1	1	
埼玉県															
千葉県															
東京都			1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県					1	1				1	1	1	1	1	
福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(2)	1(2)		5(6)	5(6)	2(2)	5(6)	5(6)	
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県			1(1)	1(1)											
京都府										1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県			1	1	1	1				2	2	2	2	2	
香川県															
愛媛県			1	1						1	1	2	4	4	
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県			2	2						2	2	2	2	2	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市			1	1						1	1	1	1	1	
横浜市			1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1	1								1	1	1	1	1	
宇都宮市															
川越市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市										1	1	1	1	1	
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	6(2)	6(2)	1(2)	1(2)	0	0	23(11)	23(11)	20(7)	26(11)	26(11)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	18年度末		17年度末	18年度末		17年度末	18年度末		17年度末	18年度末		17年度末	18年度末		17年度末
事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	
山形県															
福島県	2(1)	3(1)	3(1)									2(1)	3(1)	3(1)	
茨城県															
栃木県	1	1	1						1	1	1	1	2	2	
群馬県	1	2	2						1	2	2	1	2	2	
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)							1(1)	1(1)		1(1)	1(1)		
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3						2	3	3	2	3	3	
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1	3	3						1	3	3	1	3	3	
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	9(4)	14(5)	13(5)	0	0	0	9(4)	14(5)	13(5)	2	2	2	11(4)	16(5)	15(5)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県・政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				重鉛回収施設												
	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	焼結炉		18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}					附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)							
北海道	1		1	3	3															
青森県				1	1						1	1								
岩手県																				
宮城県				2		2														
秋田県																				
山形県																				
福島県								2	2											
茨城県	2		2	5	5			1	1											
栃木県				2	2															
群馬県				1	1															
埼玉県				5	5															
千葉県	3		3																	
東京都				3	3															
神奈川県				1	1															
新潟県				4	4															
富山県				1	1															
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県	3		3	11	11			1	1								1	1		
三重県																				
滋賀県																				
京都府				4	3			1												
大阪府				1	1															
兵庫県	1		1	1	1															
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県				6	6															
岡山県																				
広島県	2		2																	
山口県				11	9		2													
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県													1	1						
佐賀県				1	1															
長崎県																				
熊本県				1	1															
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県				1	1															
札幌市				1	1															
仙台市				3	3															
さいたま市																				
千葉市	2		1	1																
横浜市																				
川崎市	1		1	4	4															
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市				2	2															
京都市																				
大阪市				10	9	1														
堺市				5	5															
神戸市																				
広島市																				
北九州市	3		3	3	3															
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市								1	1			1	1					2	2	
宇都宮市				1		1														
川崎市																				
船橋市				1		1														
横須賀市																				
相模原市																				
富山市				1		1														
金沢市																				
長野市				2	2															
岐阜市				1	1															
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市				5	5			1	1											
奈良市																				
和歌山市	2		2	2	2			1	1											
岡山市																				
倉敷市	4		4	6	6															
福山市	5		4	1																
下関市																				
高松市				1	1															
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市	2		2																	
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	31		29	2	112	103	6	3	7	7	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I-10 (2) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設										
	乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉			乾燥炉				
	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1)	別表第一(c)		
北海道				2	2					5	5				5	5	
青森県																	
岩手県																	
宮城県										2	2				2	2	
秋田県																	
山形県										8	4	4			8	4	4
福島県				2	2		1	1		25	23	2	2	2	28	26	2
茨城県				1	1		2	1	1	29	29		2	2	33	32	1
栃木県										59	53	6	3	3	62	56	6
群馬県							1	1		11	8	3	1		13	9	4
埼玉県										41	24	17	4	2	45	26	19
千葉県										5	5				5	5	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県										10	5	5			10	5	5
富山県										43	41	2			43	41	2
石川県										1	1				1	1	
福井県										16	10	6	2	1	18	11	7
山梨県										5	5		1	1	6	6	
長野県										20	8	12	4	2	24	10	14
岐阜県										3	2	1			3	2	1
静岡県							4	3	1	59	50	9	5	4	68	57	11
愛知県				2	2		6	4	2	110	82	28	12	7	128	93	35
三重県							2	2		32	27	5	2	1	36	30	6
滋賀県										16	12	4	2	2	18	14	4
京都府										4	2	2			4	2	2
大阪府										13	13		3	2	16	15	1
兵庫県										8	8				8	8	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県										2	2		1		3	2	1
広島県										3	3				3	3	
山口県										3	2	1			3	2	1
徳島県																	
香川県										1	1				1	1	
愛媛県																	
高知県																	
福岡県	1	1		2	2					19	12	7	3	1	22	13	9
佐賀県										2	2				2	2	
長崎県										1	1				1	1	
熊本県										18	10	8	1	1	19	11	8
大分県																	
宮崎県										1	1				1	1	
鹿児島県										2	1	1			2	1	1
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市										3	2	1	1	1	4	3	1
川崎市																	
新潟市																	
静岡市										23	22	1			23	22	1
浜松市										6	6				6	6	
名古屋市										19	17	2			19	17	2
京都市										8	8		1	1	9	9	
大阪市										2	2				2	2	
堺市										6	6		1	1	7	7	
神戸市																	
広島市										1	1		1	1	2	2	
北九州市							1	1		4	3	1			5	3	2
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市										1	1				1	1	
郡山市																	
いわき市				4	4					1		1			1		1
宇都宮市																	
川崎市										1		1			1		1
船橋市										1		1			1		1
横須賀市																	
相模原市																	
富山市										6		6	2		8		8
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市										5	4	1			5	4	1
岡崎市										2	1	1			2	1	1
豊田市										31	23	8	4	2	35	25	10
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市				1	1		2	2		14	14				16	16	
奈良市										1		1			1		1
和歌山市				1	1												
岡山市																	
倉敷市										1	1				9	9	
福山市																	
下関市										12	12				12	12	
高松市										1	1				1	1	
松山市										1	1				1	1	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
宮崎市										2	2				2	2	
鹿児島市										2	2				2	2	
合計	1	1	0	15	15	0	20	15	5	738	590	148	58	37	816	642	174

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	18年度 未設置 数(a+b+c)	18年度 設置 数(a) 注1)	別表第一 法施行 後設置 数(b) 注2)	別表第一 法施行 後設置 数(c) 注3)	18年度 未設置 数(a+b+c)	18年度 設置 数(a) 注1)	別表第一 法施行 後設置 数(b) 注2)	別表第一 法施行 後設置 数(c) 注3)	18年度 未設置 数(a+b+c)	18年度 設置 数(a) 注1)	別表第一 法施行 後設置 数(b) 注2)	別表第一 法施行 後設置 数(c) 注3)	18年度 未設置 数(a+b+c)	18年度 設置 数(a) 注1)	別表第一 法施行 後設置 数(b) 注2)	別表第一 法施行 後設置 数(c) 注3)	18年度 未設置 数(a+b+c)	18年度 設置 数(a) 注1)	別表第一 法施行 後設置 数(b) 注2)	別表第一 法施行 後設置 数(c) 注3)
北海道	18	10		8	28	22	2	4	117	91	5	21	85	30	6	49	23	17	1	4
青森県	9	6		3	23	9	7	7	32	23	4	5	54	19	7	28	10	6		5
岩手県	5	2	3		26	10	12	4	40	15	16	9	79	28	17	34	15	7	1	7
宮城県	6	3		3	28	26	2	3	33	29	4	6	65	28		37	6	3		3
秋田県	1	1			16	12		4	53	41	3	9	22	12		10	1	1		
山形県	7	4	3		11	5		6	30	18	2	10	68	27	1	40	10	5		5
福島県	5	3		2	32	30		2	60	48	3	9	24	19		5	19	13		6
茨城県	25	13	2	10	63	47	8	8	88	68	8	12	266	81		185	36	20		16
栃木県	12	9		3	30	24	2	4	55	50		5	97	59		38	23	11		12
群馬県	17	17			31	28		3	57	43	4	10	62	31		31	32	15		17
埼玉県	42	24	4	14	82	80		2	99	90	2	7	51	36	2	13	97	32	3	62
千葉県	51	36	1	14	79	63	3	13	93	68	6	19	183	75		108	43	27		16
東京都	122	79	16	27	46	29	1	16	45	36	6	3	64	43		21	67	38		29
神奈川県	29	25	1	3	29	27	1	1	43	33	6	4	44	34		10	22	15		7
新潟県	8	6		2	53	46	2	5	65	49	8	8	84	38		46	33	26		7
富山県	7	1		6	15	12		3	22	16	1	5	44	28		16	9			9
石川県					15	13		2	30	26		4	50	27	1	22	12	9		3
福井県	6	6			15	15			35	26	4	5	52	28		24	13			13
山梨県	3	3			22	16		6	31	26	1	4	32	14		18	11	9		2
長野県	7	7			30	29	1		83	72	4	7	76	47		29	19	11		8
岐阜県	2	2			36	18	4	14	70	58	6	6	102	96	1	5	54	49		5
静岡県	29	12	13	4	53	33	13	7	102	62	28	12	128	81	8	39	46	27	1	18
愛知県	50	37	4	9	51	41	3	7	106	87	8	11	91	69		22	33	24		9
三重県	17	10	2	5	38	21	9	8	62	34	25	3	93	62	3	28	25	20		5
滋賀県	5	3		2	28	23	2	3	46	34	1	11	61	37		24	17	12		5
京都府	6	2		4	13	13			32	29		3	40	20		20	8			1
大阪府	41	30	1	10	39	29	2	8	52	40	5	7	29	17		12	11	11		7
兵庫県	31	23	1	7	39	35	1	3	84	70	7	7	129	98		31	39	30		9
奈良県	5	4		1	24	17		7	45	40		5	108	47		61	15	8		7
和歌山県					12	10	2		39	32	2	5	46	22		24	20	19		1
鳥取県	5	5			8	3	3	2	38	32	2	4	48	27		21	7	6		1
島根県	5	3		2	7	3	1	3	40	26	8	6	33	11	7	15	3	2		1
岡山県	5	5			13	13			45	39	4	2	53	33		20	11	11		
広島県	9	3		6	21	19		2	61	49	6	6	78	53	1	24	12	10		2
山口県	13	11		2	27	19	1	7	62	45	4	13	53	42		11	29	28		1
徳島県	3		2	1	23		20	3	52	6	40	6	94		56	38	15		11	4
香川県	6	3		3	8	6		2	34	31		3	59	27		32	21	15		6
愛媛県	8	8			21	11	5	5	55	45	8	2	90	48		42	34	25		9
高知県					14	8	2	4	37	28	5	4	67	37		30	14	11		3
福岡県	18	15		3	35	30		5	66	50	7	9	112	78		34	51	49		2
佐賀県	4			4	13	11		2	52	42	3	7	49	30		19	9	6		3
長崎県	8	2	3	3	14	10		4	70	52	4	14	39	21		18	8	6		2
熊本県	1	1			26	22		4	47	40		7	46	10	8	28	13	6	4	3
大分県	1	1			13	11		2	23	22		1	20	11		9	9	8		1
宮崎県	7	4	2	1	9	8		1	24	21	1	2	38	12		26	4	2		2
鹿児島県					27	19	2	6	46	33	1	12	71	37		34	14	9		5
沖縄県	5	2		3	22	18		4	35	12	2	21	33	7		26	11	2		9
札幌市	9	6	3		8	5	1	2	4	3	1	2	5	2		3	4	3		1
仙台市	10	6		4	7	5		2	5	3		2	9	6		3	1	1		
さいたま市	13	13			1		1		7	6	1		3	2		1	11	3		8
千葉市	14	8	2	4	4	4			8	6		2	18	9		9	9	6		3
横浜市	25	19	4	2	5	4	1		16	12	2	2	15	14		1	30	27		3
川崎市	20	15		5	7	3	3	1	18	11		7	1	1		6	2	4		4
新潟市	9	8		1	10	5	2	3	16	14	1	1	24	14		10	12	9		3
静岡市	8	7	1		4	2		2	15	9	4	2	38	31		7	15	10		5
浜松市	4	4			11	10		1	21	19		2	21	19		2	6	6		
名古屋市	16	12	2	2	1	1			6	4		2	21	8	8	5	10	6	3	1
京都市	18	12	3	3	1	1			13	10	2	1	17	16		1	20	18		2
大阪市	30	23	3	4	5	4		1	13	11	1	1	6	3		3	8	7		1
堺市	10	9		1	2			2	7	6		1	17	8		9	8	7		1
神戸市	18	18			3	3			3	3			13	9		4	3	3		
広島市	9	6		3	7	5		2	34	24	2	8	15	11		4	1	1		
北九州市	21	15		6	5	5			19	13		6	12	9		3	1	1		
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		8	5	3		3				
函館市	3	1		2					3	3			3	2		1				
旭川市	2	2			2	1		1	1			1	4	2		2				
青森市	6	4	2		6	4	2		3	2		1	14	3		11	3			3
秋田市	4	1		3	1	1			7	7			3	2		1				
郡山市	5	5			2	1		1	2	2			8	6		2	6	4		2
いわき市	14	8	4	2	5	2	2	1	6	4	1	1	6	6		2				2
宇都宮市	5	2	3		6	5		1	5	3	1	1	3			3	2	2		
川越市	2	2		3	2	1		2	2	1		1	4	1		3	2	1		1
船橋市	8		8		2		2		7	3			7	3		4	3	2		1
横浜賀市	5	4		1	3	3			1	1			2	1		2	1			
相模原市	10	7		3	2	2			14	14			4	4		5	2	3		1
富山市	1		1		1		1		10		8	2	16		6	10	9	5	4	5
金沢市	5	5			2	2			7	5		2	9	7		2	7	5		2
長野市	3	3			1	1		1	11	11			9	5		4	3	3		
岐阜市	5	5			6	5	1		5	5			7	5		2	4	4		
豊橋市	3	1	2		2	2			5	3	1	1	5	2		3	1	1		
岡崎市	5	5			12	10		1	12	10	1	1	12	11		1	7	6		1
豊田市	7	3	1	3	4	3		1	6	6			5	4		1	4	3		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2			5	2		1	2			
東大阪市	8	1	5	2	3			1	2	2		2		2		2		1		1
姫路市	7	6		1	11	7		4	9	6		3	17	11		6	7	5		2
奈良市	4	4							4	4			12	8		4	6	5		1
和歌山市	6	6			3	3			11	11			19	19		9	9			
岡山市	8	4	3	1	1	1			32	26	3	3	17	13		4	3	3		
倉敷市	11	8		3	12	9		3	22	20	1	1	6	6		2	1			1
福山市	6	2		4	6	6			16	15	1	1	35	26		9	5	5		
下関市	2	1		1	4	4			5	3		2	9	7		2				

表 I-10 (4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計			
	50kg/h未満			(0.5m以上)			小計			18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	18年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}						
北海道	9	5	4	280	175	14	91	289	184	14	91		
青森県	10	4	3	138	67	21	50	141	70	21	50		
岩手県	8	1	1	173	63	50	60	173	63	50	60		
宮城県	5	4	1	143	93		50	147	95	2	50		
秋田県	3	3		96	70	3	23	96	70	3	23		
山形県	7	4	3	133	63	6	64	141	67	6	68		
福島県	7	7		147	120	3	24	177	148	3	26		
茨城県	14	8	6	492	237	18	237	533	277	18	238		
栃木県	9	7	2	226	160	2	64	290	218	2	70		
群馬県	11	2	9	210	136	4	70	224	146	4	74		
埼玉県	18	7	11	389	269	11	109	439	300	11	128		
千葉県	19	8	11	468	277	10	181	476	285	10	181		
東京都	27	15	12	371	240	23	108	374	243	23	108		
神奈川県	8	7	1	175	141	8	26	176	142	8	26		
新潟県	22	16	6	265	181	10	74	279	190	10	79		
富山県	4	2	2	101	68	1	32	145	110	1	34		
石川県				107	75	1	31	108	76	1	31		
福井県	8	6	2	129	94	4	31	147	105	4	38		
山梨県	6	5	1	105	73	1	31	111	79	1	31		
長野県	8	7	1	223	173	5	45	247	183	5	59		
岐阜県	12	12		276	235	11	30	279	237	11	31		
静岡県	27	15	12	385	230	63	92	453	287	63	103		
愛知県	14	9	5	345	267	15	63	489	376	15	98		
三重県	15	10	1	250	157	40	53	286	187	40	59		
滋賀県	12	11	1	169	120	3	46	187	134	3	50		
京都府				99	71		28	103	73		30		
大阪府	10	5	5	182	132	8	42	202	150	8	44		
兵庫県	15	12	3	337	268	9	60	347	278	9	60		
奈良県	3	2	1	200	118		82	200	118		82		
和歌山県	13	11	2	130	94	4	32	130	94	4	32		
鳥取県	3	2	1	109	75	5	29	109	75	5	29		
島根県	7	3	3	95	48	19	28	101	54	19	28		
岡山県	9	9		136	110	4	22	139	112	4	23		
広島県	18	13	5	199	147	7	45	204	152	7	45		
山口県	9	6	3	193	151	5	37	207	162	5	40		
徳島県	4		4	191	6	133	52	191	6	133	52		
香川県	8	6	2	136	88		48	137	89		48		
愛媛県	17	8	9	225	145	13	67	225	145	13	67		
高知県	4	3	1	136	87	7	42	136	87	7	42		
福岡県	19	17	2	301	239	7	55	325	254	7	64		
佐賀県	7	4	3	134	93	3	38	137	96	3	38		
長崎県	7	5	2	146	96	7	43	147	97	7	43		
熊本県	12	5	5	145	84	17	44	165	96	17	52		
大分県	3	3		69	56		13	69	56		13		
宮崎県				82	47	3	32	83	48	3	32		
鹿児島県	7	6	1	165	104	3	58	167	105	3	59		
沖縄県	4	1	3	110	42	2	66	111	43	2	66		
札幌市	3	3		33	22	5	6	34	23	5	6		
仙台市	1	1		33	22		11	36	25		11		
さいたま市	6	3	3	41	27	2	12	41	27	2	12		
千葉市	5	1	4	58	34	2	22	60	35	2	23		
横浜市	6	6		97	82	7	8	101	85	7	9		
川崎市	4	3	1	56	35	3	18	61	40	3	18		
新潟市	2	2		73	52	3	18	73	52	3	18		
静岡市	10	9	1	90	68	5	17	113	90	5	18		
浜松市	2	1	1	65	59		6	71	65		6		
名古屋市	7	1	3	61	32	16	13	82	51	16	15		
京都市				69	57	5	7	78	66	5	7		
大阪市				62	48	4	10	74	59	4	10		
堺市	2	2		46	32		14	58	44		14		
神戸市	1	1		41	37		4	41	37		4		
広島市	4	3	1	70	50	2	18	72	52	2	18		
北九州市	2	1	1	60	44		16	71	53		16		
福岡市	1		1	27	19		8	27	19		8		
函館市				9	6		3	9	6		3		
旭川市	3		3	12	5		7	12	5		7		
青森市	4	1	3	36	14	4	18	36	14	4	18		
秋田市	1	1		16	12		4	17	13		4		
郡山市				23	18		5	23	18		5		
いわき市				33	20	7	6	38	24	7	7		
宇都宮市	1		1	22	12	4	6	23	12	4	6		
川崎市				13	7	1	5	14	7	1	6		
船橋市				20	5	10	5	22	5	11	6		
横須賀市	5		5	17	8		9	17	8		9		
相模原市	2	1	1	37	30		7	37	30		7		
富山市	2		1	39		21	18	48		21	26		
金沢市	1	1		31	25		6	31	25		6		
長野市				27	22		5	27	22		5		
岐阜市	1	1		28	25	1	2	30	27	1	2		
豊橋市				16	9	3	4	22	14	3	5		
岡崎市	1		1	37	32	1	4	39	33	1	5		
豊田市				26	19	1	6	26	19	1	6		
高槻市				14	10	2	2	14	10	2	2		
東大阪市				17	1	11	5	17	1	11	5		
姫路市	1	1		52	36		16	52	36		16		
奈良市	2	1	1	28	22		6	29	22		7		
和歌山市	7	7		55	55			60	60				
岡山市	2		2	63	47	6	10	63	47	6	10		
倉敷市	3		3	56	44	1	11	56	44	1	11		
福山市				68	54		14	73	58		15		
下関市	2	2		23	18		5	23	18		5		
高松市				25	16		9	25	16		9		
松山市	1		1	38	25	1	12	39	26	1	12		
高知市				29	12	3	14	29	12	3	14		
長崎市				27	24		3	27	24		3		
熊本市	1	1		22	20		2	22	20		2		
大分市	3	3		44	21	6	17	48	25	6	17		
宮崎市				20	10		10	20	10		10		
鹿児島市				38	21	2	15	40	23	2	15		
合計	561	353	21	11359	7510	722	3127	12333	8299	728	3306		

注1) 法施行の際既に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際既に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I-10 (5) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	別表第一			
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉					乾燥炉		
18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	18年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道																	
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県																	
福島県																	
茨城県																	
栃木県																	
群馬県																	
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県																	
富山県																	
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県																	
広島県																	
山口県																	
徳島県																	
香川県																	
愛媛県	2	2										1	1		3	3	
高知県																	
福岡県																	
佐賀県																	
長崎県																	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
川崎市																	
船橋市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
奈良市																	
和歌山市																	
岡山市																	
倉敷市																	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I-10 (6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満							
	18年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	18年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	18年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	18年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	18年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}					
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県							2	2												
茨城県																				
栃木県	2		2																	
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都							1			1										
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県							2	2												
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府							1	1												
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県							1	1		1		1								
香川県																				
愛媛県							1			1										
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県							2	2												
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市							1	1												
横浜市							1			1										
川崎市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市				1	1															
宇都宮市																				
川崎市																				
船橋市																				
横須賀市																				
相模原市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
奈良市																				
和歌山市																				
岡山市																				
倉敷市	1	1																		
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	3	1	2	0	1	1	0	0	12	5	4	3	6	3	1	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉									
	50kg/h未満 (0.5m以上)			小 計			合 計			
	18年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	18年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	18年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道				1	1		1	1		
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県				2	2		2	2		
茨城県										
栃木県				2		2	2		2	
群馬県				1	1		1	1		
埼玉県										
千葉県										
東京都				1			1		1	
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県				1	1		1	1		
福井県				5	2		5	2		
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府				1	1		1	1		
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県				2		2	2		2	
香川県										
愛媛県				1			4	3	1	
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県				2		2	2		2	
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市				1		1	1		1	
横浜市				1			1			
川崎市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市										
いわき市				1	1		1	1		
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市										
倉敷市				1	1		1	1		
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合 計	0	0	0	23	10	7	26	13	7	6

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	0	1
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	294	77
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	988	215
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	—	9
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	—	9

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況

(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市			1	
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川崎市				
船橋市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
奈良市				
和歌山市				
岡山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	0	0	1	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別-都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他(注1)	18条変更 注2)	14条変更 その他(注1)	18条変更 注2)	8条変更 その他(注3)	9条変更 注2)
北海道						
青森県		14				
岩手県	4	12				
宮城県	7	11	2	2		
秋田県	5	14		1		
山形県	4	12	5	6		
福島県	3	17	2	8		
茨城県	14	27	2	13		
栃木県	9	26	3			
群馬県	4	24		1		
埼玉県	8	60	15	26		
千葉県	9	66	4	17		
東京都	12	59		9		
神奈川県	1	21		1		
新潟県	12	21	13	7		
富山県	7	20		9		
石川県	2	9				
福井県	6	10		3		
山梨県		5	1	1		
長野県	6	8				
岐阜県		4		1		
静岡県	36	54	2	17		
愛知県	20	68	1	3		
三重県	9	18		1		
滋賀県	2	19		3		
京都府	3	16				
大阪府	8	27	2	10		3
兵庫県	7	26	3	9		3
奈良県	1	1				
和歌山県	3	19	2	10		
鳥取県		8				
島根県	5		4			
岡山県	1	4		1		
広島県	4	13	2		3	
山口県	2	9				
徳島県	2	32	1	3		
香川県	5	20		2		
愛媛県		5				
高知県		21		1		
福岡県		9		3		
佐賀県	3	3				
長崎県	3	1		2		
熊本県	2	7				
大分県						
宮崎県						
鹿児島県		6				
沖縄県		2		1		
札幌市	1	1	1			
仙台市		3				
さいたま市	1	2				
千葉市						
横浜市	3	9				
川崎市	5	4	2	2		
新潟市	5	4	1	4		
静岡市		10	2	2		
浜松市						
名古屋市	1	2				
京都市	4	6	2			
大阪市	1	15		8		
堺市	2	1		2		
神戸市		4				
広島市		6		1		1
北九州市	6	8			6	1
福岡市		3				
函館市						
旭川市		3		1		
青森市						
秋田市						
郡山市	1	4				
いわき市	1	7	3	5		
宇都宮市						
川崎市	1					
船橋市	4	3				
横須賀市		3				
相模原市		3		2		
富山市	1					
金沢市						
長野市	1	5		7		
岐阜市						
豊橋市	1					
岡崎市	2	5		3		
豊田市	1	5		1		
高槻市		1		1		
東大阪市						
姫路市	6	7				
奈良市						
和歌山市	2	7				
岡山市	1	3	1			
倉敷市	5	5		2		
福山市		1				
下関市	1	4		2		
高松市	2					
松山市	1	4				
高知市		1				
長崎市	3					
熊本市						
大分市	2	4	1	1		1
宮崎市						
鹿児島市		5				
合計	294	988	77	215	9	9

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	233	43
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	6,219	1,207
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	821	224

表Ⅱ－２ 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	17	1
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	12	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	0
瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	—	0
口頭指導件数 ^{注)}	2,344	167
文書指導件数 ^{注)}	1,974	100
罰則適用件数	0	0

注) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1)}

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

		大気関係	水質関係
基準超過件数		105 ^{注3)}	3 ^{注4)}
基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政58、 設置者による測定47	行政3
措置状況	口頭指導件数	60	0
	文書指導件数	65	2
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	17	1
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	12	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	17	0
	その他	9 ^{注6)}	0
措置後の対応状況	基準達成	51	1
	対策実施中	40	2
	廃止	7	0
	未対応	7	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成18年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。
同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成18年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉102、アルミニウム合金製造施設3

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出する施設3

注5) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、6件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ-4(1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数
北海道	8	164	19
青森県		130	7
岩手県	6	71	5
宮城県		13	13
秋田県	1	57	13
山形県	10	116	20
福島県	1	41	6
茨城県		165	4
栃木県		75	20
群馬県		115	
埼玉県	2	440	80
千葉県		302	17
東京都	1	87	27
神奈川県		86	5
新潟県	2	48	10
富山県		18	4
石川県		45	
福井県	3	222	12
山梨県	1	76	3
長野県		587	10
岐阜県		159	14
静岡県	1	131	14
愛知県		589	8
三重県	8	70	25
滋賀県	1	43	43
京都府		42	8
大阪府		147	5
兵庫県	49	105	10
奈良県		62	
和歌山県		2	2
鳥取県		79	32
島根県		47	4
岡山県	20	95	2
広島県		177	15
山口県	1	23	5
徳島県		29	10
香川県	2	106	30
愛媛県		72	
高知県		1	1
福岡県	14	15	10
佐賀県	1	107	1
長崎県		70	15
熊本県	4	104	7
大分県	6	88	
宮崎県			
鹿児島県		10	8
沖縄県	1	10	9
札幌市		17	2
仙台市	3	26	9
さいたま市		40	3
千葉市		10	10
横浜市		23	25
川崎市		29	12
新潟市		4	4
静岡市		5	5
浜松市		5	
名古屋市	1	88	10
京都市		8	8
大阪市		130	
堺市		30	16
神戸市	1	27	3
広島市		24	2
北九州市		25	7
福岡市		10	4
函館市		7	
旭川市	1	3	2
青森市			
秋田市			
郡山市		2	2
いわき市	2	2	2
宇都宮市		3	3
川越市		14	14
船橋市		10	12
横須賀市	1	8	
相模原市		31	22
富山市		3	3
金沢市			
長野市		19	9
岐阜市		30	
豊橋市		21	3
岡崎市	23	25	2
豊田市		86	3
高槻市		12	2
東大阪市		6	6
姫路市		43	
奈良市	1	6	
和歌山市		6	6
岡山市	4	39	
倉敷市		17	17
福山市		28	5
下関市			
高松市	2	10	2
松山市		2	
高知市			
長崎市	27		
熊本市		2	2
大分市	1	4	
宮崎市		15	5
鹿児島市	23	23	26
合計	233	6219	821

表Ⅱ-4(2) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)

	法第15条に 基づく計画変 更命令件数	法第15条に 基づく計画廃 止命令件数	法第16条に 基づく計画変 更命令件数	法第16条に 基づく計画廃 止命令件数	法第22条第 1項に基づく 改善命令件数	法第22条第 1項に基づく 一時停止命令 件数	法第23条第 3項に基づく 措置命令件数	法に基づかな い指導等件数 (口頭指導)	法に基づかな い指導等件数 (文書指導)	罰則適用 件数
北海道								14	49	
青森県								19		
岩手県								31	12	
宮城県						2		11	2	
秋田県								1	1	
山形県								70	9	
福島県								9	18	
茨城県								53	54	
栃木県					1			42	14	
群馬県								23		
埼玉県					4			171	17	
千葉県					1			6	112	
東京都								129	3	
神奈川県								33	2	
新潟県					2	2		26	108	
富山県								15	73	
石川県								9		
福井県								49	23	
山梨県								32	71	
長野県					1	1		103	12	
岐阜県								19	5	
静岡県								103	17	
愛知県								157	2	
三重県								97	22	
滋賀県								30	19	
京都府								9	5	
大阪府								253	107	
兵庫県								47	1	
奈良県								62	69	
和歌山県								8		
鳥取県								13	20	
島根県								22	9	
岡山県								39	10	
広島県					1	1		48	17	
山口県								5	61	
徳島県								32	133	
香川県								24	53	
愛媛県									75	
高知県								19	82	
福岡県								135	18	
佐賀県								59	2	
長崎県								7	5	
熊本県								41	1	
大分県								11	6	
宮崎県					2	2				
鹿児島県									140	
沖縄県					4	4		6	1	
札幌市								5	1	
仙台市								3	30	
さいたま市					1				2	
千葉市								1	61	
横浜市								1		
川崎市										
新潟市									84	
静岡市									19	
浜松市								1	4	
名古屋市								19	6	
京都市								10	9	
大阪市								2	1	
堺市								3	38	
神戸市								19	25	
広島市								4	20	
北九州市									43	
福岡市								6		
函館市								7		
旭川市								1	1	
青森市								2		
秋田市										
郡山市								1	17	
いわき市								3		
宇都宮市								2		
川越市										
船橋市										
横須賀市								3		
相模原市								4		
富山市								1	1	
金沢市								3	1	
長野市								20		
岐阜市								30		
豊橋市										
岡崎市								3		
豊田市								1		
高槻市								5		
東大阪市										
姫路市								5	5	
奈良市								3	4	
和歌山市									40	
岡山市								39	57	
倉敷市										
福山市								6		
下関市										
高松市								2	10	
松山市								3	16	
高知市								3	8	
長崎市									1	
熊本市								20	9	
大分市								3		
宮崎市								5	1	
鹿児島市								3	1	
合計	0	0	0	0	17	12	0	2344	1974	0

表Ⅱ-5(1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道		25	3
青森県		13	
岩手県			
宮城県		1	1
秋田県			
山形県	1	13	1
福島県		19	7
茨城県		22	
栃木県		8	3
群馬県		11	
埼玉県		103	5
千葉県		40	34
東京都	1	82	5
神奈川県		28	
新潟県	2	12	11
富山県		3	2
石川県		10	
福井県		34	2
山梨県	1	4	
長野県		256	
岐阜県		27	1
静岡県	1	32	7
愛知県		56	12
三重県		3	
滋賀県			
京都府		3	1
大阪府		12	2
兵庫県	12	32	4
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		13	3
島根県		18	
岡山県	1	10	
広島県		36	3
山口県		1	2
徳島県		5	5
香川県		8	7
愛媛県			
高知県			
福岡県		3	3
佐賀県		13	
長崎県		3	1
熊本県		2	1
大分県			
宮崎県		2	2
鹿児島県			
沖縄県			
札幌市		2	
仙台市		3	3
さいたま市		4	4
千葉市		6	6
横浜市		20	33
川崎市		10	5
新潟市		1	1
静岡市			
浜松市			
名古屋市		13	3
京都市			
大阪市		18	1
堺市		10	3
神戸市		19	
広島市		13	
北九州市		3	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
青森市			
秋田市		3	3
郡山市		1	1
いわき市	3	3	3
宇都宮市		1	1
川越市		1	1
船橋市			
横須賀市		6	
相模原市			
富山市		2	3
金沢市			
長野市		6	
岐阜市		5	
豊橋市			
岡崎市	8	8	1
豊田市		41	
高槻市		3	
東大阪市			
姫路市			
奈良市		2	
和歌山市		3	3
岡山市		16	
倉敷市		4	4
福山市		4	
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市	13		
熊本市		2	
大分市		6	8
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	43	1207	224

表Ⅱ-5(2) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数(口頭指導)	法に基づかない指導等件数(文書指導)	罰則適用件数
北海道							1	17	
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県							15	1	
福島県			1				2	7	
茨城県							1		
栃木県							6		
群馬県									
埼玉県							21		
千葉県							2		
東京都									
神奈川県							1		
新潟県							1	5	
富山県							1	9	
石川県									
福井県							9		
山梨県							1		
長野県									
岐阜県									
静岡県							13	1	
愛知県							17		
三重県							2		
滋賀県							1	1	
京都府									
大阪府							34	22	
兵庫県							3		
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									1
岡山県									1
広島県									
山口県									5
徳島県									
香川県							2	2	
愛媛県									
高知県									
福岡県							5	3	
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市								9	
横浜市							1		
川崎市									
新潟市								7	
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
広島市							2		
北九州市									1
福岡市							3		
函館市							1		
旭川市									
青森市									
秋田市									
郡山市									4
いわき市									
宇都宮市									
川崎市									
船橋市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市							6		
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
奈良市									
和歌山市									
岡山市							16	4	
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合計	0	0	1	0	0	0	167	100	0

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1)}

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	27	—	—	4	0	31	
製鋼用電気炉	100	—	—	12	1	113	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	18	—	—	0	0	18	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	675	—	—	39	68	782	
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	988	8	1	55	38	1,082
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,322	14	4	90	76	1,492
	2 t/h未満 ^{注3)}	6,064	248	12	1,497	1,073	8,646
	小計	8,374	270	17	1,642	1,187	11,220
合計	9,194	270	17	1,697	1,256	12,164	

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・全国) 注1)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉄の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		0	—	—	1
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉄 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	0
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		8	—	—	21
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	1	0	0	6
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	3	0	0	20
	2 t/h未満注2)	71	9	5	363
	小計	75	9	5	389
合計		83	9	5	411

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象事業場数 a + b + c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^{ナトリウム} （クラフト ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31	0	2	33
カーボ ^{ナトリウム} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	3	0	2	5
硫酸カルシウムの製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	2	0	0	2
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
カ ^{ロラク} タムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	2	0	0	2
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロ ^{フル} 酸 ^{ナトリウム} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	2	0	0	2
2, 3-ジクロ ^ロ -1, 4- ^{ナフトキ} ンの製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0
ジ ^{キサン} バ ^イ レットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	17	0	0	17
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	312	29	20	361
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	6	1	0	7
フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	18	1	0	19
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	213	5	1	219
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	29	2	1	32
合計	648	38	26	712

注1） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2） 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3） 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩 ^{ハ^ルフ} (クラフト ^{ハ^ルフ}) 又は亜硫酸 ^{ハ^ルフ} (サルファイト ^{ハ^ルフ}) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	1
カーバ ^ド 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	0	0
硫酸カルウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	0	0
カ ^ロ ラ ^ク タ ^ム の製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロ ^ロ ベン ^{ゼン} 又はジ ^{クロ} ベン ^{ゼン} の製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロ ^ロ フタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2, 3-ジ ^{クロ} ロ-1, 4-ナ ^フ ト ^キ ソ ^ン の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジ ^オ キサ ^ジ ン ^ハ イ ^ロ レ ^{ット} の製造の用に供するニ ^ト ロ ^化 誘 ^導 体 ^分 離 ^施 設 ^等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	2
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	4	26
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	3
フ ^ッ 素 ^類 の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	1
合計	5	37

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（２） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
 (施設種類別－都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設									
	溶解炉				乾燥炉				小 計			焙焼炉				溶解炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	
北海道																	5		5	
青森県								2			2									
岩手県																				
宮城県																	1	1	2	
秋田県																				
山形県																	8		8	
福島県								2			2	1			1	22	3		25	
茨城県								1			1	1	1		2	28	1		29	
栃木県																55		1	56	
群馬県												1			1	7		4	11	
埼玉県															31	2	6	39		
千葉県															5			5		
東京都																				
神奈川県																				
新潟県															9	1		10		
富山県															41	2		43		
石川県															1			1		
福井県															14	2		16		
山梨県															4		1	5		
長野県															18		1	19		
岐阜県															1	1		2		
静岡県												1		3	4	41	2	10	53	
愛知県	1			1				2			2	5			5	97	2	2	101	
三重県														2	2	15	3	14	32	
滋賀県															16			16		
京都府															4			4		
大阪府															10	2		12		
兵庫県															8			8		
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県															2			2		
広島県															3			3		
山口県															3			3		
徳島県																				
香川県															1			1		
愛媛県					1		1	3			3									
高知県																				
福岡県					1		1	2			2				19			19		
佐賀県															2			2		
長崎県															1			1		
熊本県															18			18		
大分県																				
宮崎県															1			1		
鹿児島県															1		1	2		
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市															3			3		
川崎市																				
新潟市																				
静岡市															23			23		
浜松市															5	1		6		
名古屋市															19			19		
京都市															5	3		8		
大阪市															2			2		
堺市																				
神戸市																				
広島市															1			1		
北九州市												1			1	3	1	4		
福岡市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
秋田市															1			1		
郡山市																				
いわき市	2			2				4			4				1			1		
宇都宮市																				
川崎市															1			1		
船橋市															1			1		
横須賀市																				
相模原市																	1	5	6	
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市															5			5		
豊橋市															2			2		
岡崎市															31			31		
豊田市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市								1			1	2			2	6		8	14	
奈良市																	1		1	
和歌山市								1			1									
岡山市																		8	9	
倉敷市																	1			
福山市																				
下関市															11	1		12		
高松市															1			1		
松山市															1			1		
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市															2			2		
宮崎市																				
鹿児島市															1	1		2		
合 計	3	0	0	3	2	0	0	2	18	0	0	18	12	1	5	18	617	32	61	710

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-5(3) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉													
	乾燥炉			小計			4t/h以上				2t/h以上~4t/h未満									
	報告施設数(a)	未報告施設数(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数(b)	ばいじんのみ報告施設数(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数(b)	ばいじんのみ報告施設数(c)	未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)		
北海道					5			5	16	3			16	24	5		2	2	28	
青森県									8				8	22					23	
岩手県									6			1	9	26			1		26	
宮城県					1	1		2	5			1	6	27				1	28	
秋田県									1				1	16					16	
山形県					8			8	7				7	11					11	
福島県	2			2	25	3		28	3			2	5	32					32	
茨城県	2			2	31	2		33	23				23	61			2		63	
栃木県	2	1		3	57	1	1	59	11	1		3	14	24	1		4	4	32	
群馬県	1			1	9		4	13	17				17	31					31	
埼玉県	4			4	35	2	6	43	38			2	42	75			6	1	82	
千葉県					5			5	46			4	52	64			8	5	77	
東京都									113			7	122	41				5	46	
神奈川県									29				29	22			1	6	29	
新潟県					9	1		10				8	8	31			2	20	53	
富山県					41	2		43	7				7	15					15	
石川県					1			1						12				3	15	
福井県	1	1		2	15	3		18	5			1	6	13			2		15	
山梨県	1			1	5		1	6	3				3	18				4	22	
長野県	3			3	21		1	22	7				7	29			1		30	
岐阜県					1	1		2	2				2	32	1		4		36	
静岡県	4		1	5	46	2	14	62	25		1	3	29	43	3	1	3	3	50	
愛知県	9	1		10	111	3	2	116	43		3		46	48			2		50	
三重県	2			2	17	3	16	36	16		1	1	18	33	2		2	2	37	
滋賀県	2			2	18			18	4				5	28			3		31	
京都府					4			4	7				7	13					13	
大阪府	2	1	1	4	12	3	1	16	33			8	41	34		1	4		39	
兵庫県					8			8	31				32	39					39	
奈良県									4			1	5	22			2		24	
和歌山県														12					12	
鳥取県									3				2	5					7	
島根県									3				2	5			1	5	7	
岡山県					2			2	5				5	13					13	
広島県					3			3	6				2	8			4	4	21	
山口県					3			3	10				3	13			2		26	
徳島県									1			2	3	20			1	2	23	
香川県					1			1	5				5	8					8	
愛媛県									7	2		1	8	20				1	21	
高知県														12			2		14	
福岡県	3			3	22			22	15	1		1	2	18	26		6	3	35	
佐賀県					2			2	4				4	11			1	2	14	
長崎県					1			1	8				8	10			4		14	
熊本県	1			1	19			19	1				1	26					26	
大分県									1				1	13			1		14	
宮崎県					1			1	6				6	7					7	
鹿児島県					1		1	2						25					25	
沖縄県									5				5	20					20	
札幌市									9				9	8					8	
仙台市									10				10	5		2			7	
さいたま市									13				13	1					1	
千葉市									12				12	4					4	
横浜市	1			1	4			4	25				25	2		3			5	
川崎市									18				18	6				1	7	
新潟市									8				8	4				5	9	
静岡市					23			23	8				8	4					4	
浜松市					5	1		6	3			1	4	10			1		11	
名古屋市					19			19	14			2	16	1					1	
京都市	1			1	6	3		9	18				18	1					1	
大阪市					2			2	29					30	5				5	
堺市									9				1	10			1		2	
神戸市									18				18	3					3	
広島市	1			1	2			2	3				6	9			1		7	
北九州市					4	1		5	16			2	3	21	5				5	
福岡市									9				9	4					4	
函館市									3				3	2					2	
旭川市									2				2	2					2	
青森市									6				6	6					6	
秋田市					1			1	4				4	1					1	
郡山市									5				5	1			1		2	
いわき市					1			1	13				13	6					6	
宇都宮市									5				5	6			2		8	
川崎市					1			1	2				2	3					3	
船橋市					1			1	8				8	2					2	
横須賀市									5				5	3	1				3	
相模原市									7				7	2					2	
富山市		2		2		3	5	8	1				1	1					1	
金沢市									5				5	2					2	
長野市									3				3	1					1	
岐阜市									4			1	5	6					6	
豊橋市					5			5	3				3	2					2	
岡崎市					2			2	5				5	3					3	
豊田市	4			4	35			35	3			1	4	4					4	
高槻市									5				5	2					2	
東大阪市									8				8	3					3	
姫路市					8		8	16	7				7	9					9	
奈良市						1		1	4				4						4	
和歌山市									6				6	3					3	
岡山市									8				8				1		1	
倉敷市						1	8	9	10			2	12	9			2	1	12	
福山市									4			2	6	6					6	
下関市					11	1		12	2				2	4					4	
高松市					1			1	5				5	3					3	
松山市					1			1	5				5	3					3	
高知市									3				3	1					1	
長崎市									4				4				1		1	
熊本市					4			4	1				4	1					1	
大分市					2			2	9	1			9	2	1				2	
宮崎市									3				3	3			2		5	
鹿児島市					1			1	5			2	7	4					4	
合計	46	6	2	54	675	39	68	782	988	8	1	55	38	1082	1322	14	4	90	76	1492

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－都道府県・政令市別）

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満					50kg/h以上～100kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)		
北海道	91	7	1	12	10	114	58	6	19	6	83	18	5	2	3	23	
青森県	25			7		32	43	1	9	2	54	6	1	3	1	10	
岩手県	30			8		38	64	1	8	7	79	13		1	1	15	
宮城県	31	1		1	1	33	51	11	7	5	63	3		3		6	
秋田県	44			6		50	21		1		22	1				1	
山形県	26	3		4		30	58	4	4		62	8		1		9	
福島県	53			7	2	62	15		7	2	24	18		2		20	
茨城県	79			8	1	88	141	7	53	12	206	26		8		34	
栃木県	43	2		5	8	56	50	5	13	34	97	15	2	9		24	
群馬県	51			6		57	46		7	5	58	25		5	1	31	
埼玉県	79			10	8	97	26	1	18	7	51	59	1	11	18	88	
千葉県	70	1		9	11	90	95	2	1	58	31	185	23	2	12	6	41
東京都	36	1		5	5	46	39		11	14	64	28	2	1	14	24	67
神奈川県	34			9		43	31	1	11	2	44	15	1	3	4	22	
新潟県	34			5	26	65	62	4	1	10	12	85	26	2	5	33	
富山県	19			3		22	42	3		2	44	7	1		1	8	
石川県	25	2			4	29	30		6	12	48	5		1	6	12	
福井県	34			3		37	42		11	1	54	11		2	1	14	
山梨県	24			6	1	31	26		4	1	31	7		3		10	
長野県	71			14		85	63		11	3	77	17		1	2	20	
岐阜県	55	5		9	6	70	67	11	18	17	102	32	3	10	12	54	
静岡県	79	11		15	12	106	96	8	19	16	131	26	6	10	8	44	
愛知県	91			11	1	103	78		8	1	87	27		4		31	
三重県	45			9	10	64	48	7	12	31	91	13		4	6	23	
滋賀県	32			9	6	47	37	1	18	7	62	11		6		17	
京都府	28			6		34	34		1	6	41	8				8	
大阪府	36			16		52	16		1	9	3	29	11	1		11	
兵庫県	83	3		1	2	86	90	5	25	16	131	26	2	8	4	38	
奈良県	39	1		6		45	42	9	33	33	108	4	1	3	8	15	
和歌山県	29			6	9	44	30	1	14	7	51	2		20		22	
鳥取県	32			1	2	35	35	2	5	7	47	8				8	
島根県	23			7	10	40	24		4	5	33	2		1		3	
岡山県	37			8		45	47		5		52	8		3		11	
広島県	53	1		4	3	60	54	1	12	11	77	10	1	1	1	12	
山口県	40			15		55	42		9	1	52	21		9		30	
徳島県	39			12	2	53	61		10	24	95	11		2	2	15	
香川県	23			6	5	34	37		8	9	54	14	1	5	2	21	
愛媛県	51	3		1	4	56	42		18	25	85	13		3	17	33	
高知県	18			19	3	40	35	3	10	19	64	5		3	6	14	
福岡県	41	2		6	19	66	56	2	15	41	112	7		3	41	51	
佐賀県	35			11	3	49	36	1	6	7	49	7		1	1	9	
長崎県	48			19		67	25		12	1	38	8				8	
熊本県	41			6		47	34	1	10	2	46	8		5		13	
大分県	15	4	1	3	3	22	12	4	1	6	1	20	4	2	3	1	8
宮崎県	18			2	2	20	33		2	1	36	4				4	
鹿児島県	34			2	7	43	47	16	5	17	69	13	10		1	14	
沖縄県	31	3		4		35	19	2	1	5	3	28	5	3		8	
札幌市	4					4	5				5	4				4	
仙台市	5					5	8			1	9				1	1	
さいたま市	7					7	1		2	3	6			3	2	11	
千葉市	5			4		9	8		2	6	16	7		1	1	9	
横浜市	8			8	1	17	6		8	1	15	9		19	2	30	
川崎市	14			1		15	1				1	5		1		6	
新潟市	8	1			8	16	8		2	14	24	4		2	6	12	
静岡市	13			3		16	29		1	8	38	9		1	8	18	
浜松市	15			6		21	17	2	8		25			4	4	8	
名古屋市	2			3	1	6	14		3	4	21	6	1		4	10	
京都市	5			6	2	13	7		13		20	4		15		19	
大阪市	9			4		13	5			1	6	5		2	1	8	
堺市	4			2	1	7	5		4	4	13	6			2	8	
神戸市	2			1		3	10		3		13	2		1	1	4	
広島市	25			1	7	33	11		1	3	15	1				1	
北九州市	18			4	1	23	9		1	2	12	1				1	
福岡市	4			1		5	8				8						
函館市				2	1	3	3				3						
旭川市	1					1	3			1	4						
青森市	2					2	10		1	1	12	2			1	3	
秋田市	5			2		7	3				3						
郡山市	1			1		2	6		2		8	4		2		6	
いわき市	5			1		6	3			3	6	2				2	
宇都宮市	6			1		7	3				3	2	1			2	
川崎市	2	1				2	4				4	2				2	
船橋市							4		1	2	7	3				3	
横須賀市	1	1				1	1			1	2	1	1			1	
相模原市	12				2	14	2		1	1	4	4		1		5	
富山市	7			1	2	10	10		1	5	16	5			4	9	
金沢市	6			1		7	8		1		9	6			1	7	
長野市	8	1		2	1	11	7		2		9	1		2		3	
岐阜市	3			2		5	6		1		7	3		1		4	
豊橋市	5					5	5				5	1				1	
岡崎市	9			3		12	10		2		12	6				6	
豊田市	5			1		6	5				5	3		1		4	
高槻市	2					2	5				5						
東大阪市				2		2	1			1	2	1				2	
姫路市	8			1		9	11		3	3	17	6		1		7	
奈良市	3			1		4	5		5	2	12	1		6		7	
和歌山市	8			5		13	9		12	1	22	3		8		11	
岡山市	19		1	6	6	32	15		2	17	3					3	
倉敷市	18			4		22	5		1		6	1		1		2	
福山市	9			6	1	16	25		4	6	35	4			1	5	
下関市	4			1		5	9				9	1				1	
高松市	8					8	9	1			9	1		1		2	
松山市	10					10	14		3		17	1				1	
高知市	1		1	2		4	11	1	4	2	17	1			1	2	
長崎市	5			4		9	7		6	13	2			2		4	
熊本市	6					6	5		3		8	1		1		2	
大分市	13			1	4	18	5	1		1	6			2	1	3	
宮崎市	2					2	4			3	7	3				3	
鹿児島市	6			7		13	8			3	11	2			1	3	

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
 (施設種類別－都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉										合計							
	50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					小計												
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)			
北海道	10				10	217	26	1	35	21	274	226	26	1	35	21	283	
青森県	9			1	10	113	2		22	3	138	116	2		22	3	141	
岩手県	6				6	145	1		17	9	171	145	1		17	9	171	
宮城県	3				3	120	12		12	9	141	123	12		13	9	145	
秋田県	3				3	86			7		93	86			7		93	
山形県	6	1			6	116	8		9		125	124	8		9		133	
福島県	7				7	128			16	6	150	155			19	6	180	
茨城県	10			1	11	340	7		72	13	425	378	7		75	13	466	
栃木県	8			1	9	151	11		35	46	232	210	11		36	47	293	
群馬県	9			2	11	179			20	8	207	189			20	12	221	
埼玉県	8			7	15	285	2		54	37	376	325	2		56	43	424	
千葉県	13	1		1	15	311	6	1	92	61	465	319	6	1	92	61	473	
東京都	16			2	18	273	3	1	39	59	372	276	3	1	39	59	375	
神奈川県	3			5	8	134	2		29	12	175	135	2		29	12	176	
新潟県	15	2		1	18	168	6	1	20	77	266	180	6	1	21	78	280	
富山県	4				4	94	4		3	3	100	136	4		5	3	144	
石川県						72	2		7	25	104	73	2		7	25	105	
福井県	4			4	8	109			23	2	134	124			26	2	152	
山梨県	6				6	84			17	2	103	89			17	3	109	
長野県	7			1	8	194			27	6	227	215			27	7	249	
岐阜県	10			2	12	198	20		43	35	276	199	20		44	35	278	
静岡県	17	6		4	23	286	34	1	52	44	383	332	34	1	54	58	445	
愛知県	8			4	12	295			32	4	331	420			37	6	463	
三重県	8			5	13	163	9		33	51	247	180	9		36	67	283	
滋賀県	7			2	9	119	1		39	16	174	137	1		39	16	192	
京都府						90		1	12		103	94		1	12		107	
大阪府	10				10	140	1	2	37	3	182	156	1	2	40	4	202	
兵庫県	12	2		3	17	281	12	1	37	24	343	291	12	1	37	24	353	
奈良県	1				1	112	11		47	41	200	112	11		47	41	200	
和歌山県	2			11	13	75	1		51	17	143	75	1		51	17	143	
鳥取県	2				2	87	2		6	11	104	87	2		6	11	104	
島根県	5	1			6	58	1		13	24	95	63	1		14	24	101	
岡山県	7			2	9	117			18		135	119			18		137	
広島県	13			5	18	149	3		26	21	196	154	3		26	21	201	
山口県	6			4	10	143			42	1	186	152			48	1	201	
徳島県	4				4	136			27	30	193	136			27	30	193	
香川県	6			1	7	93	1		20	17	130	94	1		20	17	131	
愛媛県	11			2	13	144	5		25	51	220	147	5		25	51	223	
高知県				1	1	70	3		35	31	136	70	3		35	31	136	
福岡県	7			12	19	152	5		31	118	301	176	5		31	118	325	
佐賀県	5			1	6	98	1		20	14	132	101	1		20	14	135	
長崎県	6			1	7	105			35	2	142	106			35	2	143	
熊本県	7			6	13	117	1		27	2	146	137	1		27	2	166	
大分県	3	2		1	6	48	12	2	14	5	69	48	12	2	14	5	69	
宮崎県						68			2	3	73	69			2	3	74	
鹿児島県	7	6			13	126	32		7	25	158	127	32		7	26	160	
沖縄県				4	4	80	5	1	16	3	100	81	5	1	16	3	101	
札幌市	3				3	33					33	34					34	
仙台市					1	28		2		3	33	30		2	1	3	36	
さいたま市	3			3	6	31			8	2	41	31			8	2	41	
千代田市	3			1	4	39			8	8	55	41			8	8	57	
横浜市				5	5	50			43	5	98	54			43	5	102	
川崎市	4				4	48			1	2	51	53			1	2	56	
新潟市				1	1	32	1		5	34	71	32	1		5	34	71	
静岡市	2			3	5	65	4		8	20	93	88			8	20	116	
浜松市	2	1			3	47	3		20	4	71	52	3		21	4	77	
名古屋市	5			1	6	42	1		9	10	61	62	1		10	10	82	
京都市						35			34	2	71	41			37	2	80	
大阪市						53			6	3	62	65			6	3	74	
堺市				1	1	25			9	7	41	30			9	7	46	
神戸市						35			6	1	42	35			6	1	42	
広島市	3			1	4	49			4	16	69	51			4	16	71	
北九州市	1			1	2	50			8	6	64	59			10	6	75	
福岡市	1				1	26			1		27	26			1		27	
函館市						6			2	1	9	6			2	1	9	
旭川市	3				3	11			1	1	12	11			1	1	12	
青森市	2			2	4	28			3	2	33	28			3	2	33	
秋田市	1				1	14			2		16	15			2		17	
郡山市						17			6		23	17			6		23	
いわき市						29			1	3	33	34			1	3	38	
宇都宮市	1	1			2	23	2		3		26	24	2		3		27	
川崎市						13	1				13	14	1				14	
船橋市						17			1	2	20	19			1	2	22	
横須賀市	1	1			2	12	4			5	17	12	4		5	17	17	
相模原市	1			1	2	28			3	3	34	28			3	3	34	
富山市	2				2	26	2		11	39	27	27			5	16	48	
金沢市	1				1	28			2	1	31	28			2	1	31	
長野市						20	1		6	1	27	20	1		6	1	27	
岐阜市	1				1	23			5		28	25			5		30	
豊橋市						16					16	22					22	
岡崎市	1				1	31			5		36	33			5		38	
豊田市						20			3		23	55			3		58	
高槻市						14					14	14					14	
東大阪市						13		1	2	1	17	13		1	2	1	17	
姫路市	2				2	43			5	3	51	57			5	11	73	
奈良市				2	2	13			14	2	29	13			15	2	30	
和歌山市	1			6	7	30			31	1	62	35			31	1	67	
岡山市	2				2	47			7	8	63	47			7	8	63	
倉敷市	3				3	46			10	1	57	56			11	9	76	
福山市						48			12	8	68	50			15	8	73	
下関市	2				2	22			1		23	33			2		35	
高松市						23	1		1		24	25	1		1		26	
松山市	1				1	34			3		37	35			3		38	
高知市						17	1	1	6	3	27	17	1	1	6	3	27	
長崎市				1	1	18			14		32	18			14		32	
熊本市				1	1	17			5		22	17			5		22	
大分市	1				1	30	3		3	8	41	34	3		3	8	45	
宮崎市						15			2	3	20	15			2	3	20	
鹿児島市						25			9	4	38	26			10	4	40	
合計	364	24	0	116	78	558	8374	270	17	1642	1187	11220	9194	270	17	1697	1256	12164

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-6(1) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種別別—都道府県・政令市別)

	製鋼用電気炉		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	熔焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上		報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
			報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数		
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県					1	1			1	1			1	
栃木県					3	3			3	3				
群馬県														
埼玉県				1	1				1	1				
千葉県						6		2		8			1	
東京都													1	
神奈川県														
新潟県														
富山県						1				1				
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県							1			1				
静岡県														
愛知県		1		1	1	3			1	4				
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県					1	1			1	1				
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県													1	
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県											1		1	
鹿児島県														
沖縄県														
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市													1	
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
横須賀市														
相模原市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市					1	1			1	1				
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
奈良市														
和歌山市														
岡山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	0	1	0	1	8	18	0	2	8	21	1	0	0	6

表Ⅲ-6(2) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						廃棄物焼却炉									
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満						
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数				
北海道								2				4				
青森県	1			1								2				
岩手県												3				
宮城県								1				6				
秋田県				2								1				
山形県												7				
福島県									1			1				
茨城県							1	2	1			19				
栃木県									2			2				
群馬県												1				
埼玉県								5				3				
千葉県								4	2			18				
東京都					1			1				1				
神奈川県												5				
新潟県				3		4	8	1				7				
富山県												1				
石川県									2			5				
福井県								1	1			3				
山梨県												5				
長野県												1				
岐阜県				3								1				
静岡県				4				2				9				
愛知県				1	2			3				2				
三重県					1			5				6				
滋賀県								1				5				
京都府												4				
大阪府								1				3				
兵庫県					3			3	3			4				
奈良県				2								3				
和歌山県												1				
鳥取県																
島根県				2				2				1				
岡山県								1				6				
広島県								2				2				
山口県												1				
徳島県												3				
香川県												3				
愛媛県								4				1				
高知県								1				5				
福岡県					1			4	1			9				
佐賀県												1				
長崎県					1			2				1				
熊本県												3				
大分県												1				
宮崎県	2			2	4			4	2			2				
鹿児島県												2				
沖縄県									2	1		2				
札幌市																
仙台市																
さいたま市								1				1				
千葉市												1				
横浜市									2	2		2				
川崎市									1			3				
新潟市				2				1				1				
静岡市								1				3				
浜松市																
名古屋市								1	1			1				
京都市								1				1				
大阪市								1								
堺市																
神戸市																
広島市								2				4				
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市				1												
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市												1				
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市												1				
金沢市									1	1		1				
長野市								1								
岐阜市																
豊橋市												1				
岡崎市																
豊田市									1			1				
高槻市																
東大阪市					1			1								
姫路市									1			1				
奈良市																
和歌山市																
岡山市					1			1				3				
倉敷市												1				
福山市												1				
下関市																
高松市																
松山市												1				
高知市									1			1				
長崎市																
熊本市								1				1				
大分市												1				
宮崎市												1				
鹿児島市																
合計	3	0	0	20	18	0	5	75	26	4	0	182	17	3	0	69

表Ⅲ-6(3) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	50kg/h未満 (0.5m ² 以上)			小 計			報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数		
報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数						
北海道			1				7			7		
青森県	1		1	2			4	2		4		
岩手県							3			3		
宮城県							7			7		
秋田県							3			3		
山形県			1				10			10		
福島県				1			1	1		1		
茨城県	1		2	2		1	26	3	1	27		
栃木県				2			2	5		5		
群馬県	2		3	2			5	2		5		
埼玉県			1				11	1		12		
千葉県			1	3			33	3		41		
東京都			1	1			4	1		4		
神奈川県	1		2	1			8	1		8		
新潟県				5		4	20	5	4	20		
富山県				1			1	1		2		
石川県				2			5	2		5		
福井県			1	1			6	1		6		
山梨県							6			6		
長野県			1				4			4		
岐阜県				1			15	1		15		
静岡県							8			9		
愛知県			3	2			14	3		19		
三重県			1	1			8	1		8		
滋賀県			2				7			7		
京都府												
大阪府			1				6			6		
兵庫県	1		1	10			11	10		11		
奈良県							3			3		
和歌山県												
鳥取県												
島根県							5			5		
岡山県							7	1		8		
広島県			2	1			7	1		7		
山口県												
徳島県				3			7	3		7		
香川県							7			7		
愛媛県							9			9		
高知県			1				3			3		
福岡県			1	2			23	2		23		
佐賀県							1			1		
長崎県				1			3	1		3		
熊本県			1				4			4		
大分県												
宮崎県				9			9	9		9		
鹿児島県							4			4		
沖縄県				2	1		2	2	1	2		
札幌市												
仙台市												
さいたま市			1				3			3		
千葉市							1			1		
横浜市	2	2	2	7	7		7	7	7	7		
川崎市				1			4	1		4		
新潟市							3			3		
静岡市							4			4		
浜松市												
名古屋市	1		3	2			5	2		5		
京都市							2			2		
大阪市							1			1		
堺市												
神戸市												
広島市							6			6		
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1		1	1			2	1		2		
青森市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市			1	1			2	1		2		
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市							1			1		
金沢市				1	1		1	1	1	1		
長野市							1			1		
岐阜市							1			1		
豊橋市												
岡崎市												
豊田市				1			1	2		2		
高槻市												
東大阪市				1			1	1		1		
姫路市				1			1	1		1		
奈良市												
和歌山市												
岡山市			1	2			6	2		6		
倉敷市												
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							1			1		
高知市				1			1	1		1		
長崎市												
熊本市							2			2		
大分市							1			1		
宮崎市				1			1	1		1		
鹿児島市												
合 計	10	2	0	37	75	9	5	389	83	9	5	411

表Ⅲ-7(1) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県・政令市別)

	硫酸塩ハロゲン(サフトハロゲン)又は亜硫酸塩ハロゲン(サブハロゲン)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボン法での製造の用に供する漂白施設			7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道	6		1	7								
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県								1				1
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県								1				1
岐阜県	1			1								
静岡県	3			3								
愛知県	1			1								
三重県	1			1							1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県			1	1							1	1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	3			3								
山口県											2	2
徳島県	1			1								
香川県							1	1				
愛媛県	2			2								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
新潟市	1			1								
静岡市					1			1				
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市										1		1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	31	0	2	33	3	0	2	5	2	0	0	5

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県・政令市別）

	ｶﾞﾗﾌﾞﾙの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、ｼﾌﾄﾞｲﾝｸﾞ分離施設、 廃ガス洗浄施設			ｸﾛｰﾎﾞﾝ又はｼﾞﾝｸﾞｸﾞﾛｰﾎﾞﾝの製造の用 に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-ﾌﾙｳﾞｳﾙ酸水素ﾄﾘｶﾙの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			ｼﾝﾃｼﾞﾝｸﾞｲﾝﾌﾞｯﾄの製造の用に供する ﾆﾄﾚ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ﾆﾄﾚ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ｼﾝﾃｼﾞﾝｸﾞ ｲﾝﾌﾞｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設						
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1				1			
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									1				1			
愛知県	1			1												
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県														1		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1			1												
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
秋田市																
郡山市																
いわき市						1						1				
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
奈良市																
和歌山市																
岡山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7(3) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県・政令市別)

	7μm又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの					
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)			
北海道										7		7			
青森県				1		1				3		3			
岩手県										4		4			
宮城県										1		1			
秋田県															
山形県															
福島県										8	1	9			
茨城県										7	2	11			
栃木県	2		2							2	3	5			
群馬県										8	1	9			
埼玉県										8	1	9			
千葉県										19		19			
東京都										2		2			
神奈川県										3	1	4			
新潟県										4	2	4			
富山県	5		5							5		5			
石川県										3		3			
福井県										7	1	8			
山梨県										1		1			
長野県															
岐阜県										10	2	12			
静岡県	3		3				2		2	28	4	36			
愛知県										17	3	20			
三重県										6	1	8			
滋賀県	1		1							1		1			
京都府										3		3			
大阪府										11	2	13			
兵庫県										10	1	11			
奈良県										1		1			
和歌山県										2		2			
鳥取県										1		1			
島根県											1	1			
岡山県															
広島県										3		3			
山口県										13	1	14			
徳島県										7		7			
香川県										3		3			
愛媛県	1		1	1		1				5		5			
高知県										1		1			
福岡県				1		1				2	3	5			
佐賀県										1	1	2			
長崎県															
熊本県										1		1			
大分県															
宮崎県										1		1			
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市										1		1			
さいたま市										4		4			
千葉市										4		4			
横浜市	1		1							9		9			
川崎市										12		12			
新潟市										1	1	2			
静岡市	1		1							6	3	9			
浜松市										2		2			
名古屋市	1		1							3		3			
京都市															
大阪市										1		1			
堺市										1		1			
神戸市										1		1			
広島市										1		1			
北九州市										3		3			
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市										2		2			
秋田市	1		1							4	1	5			
郡山市										2		2			
いわき市				1		1				5		5			
宇都宮市										1		1			
川越市										1		1			
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富山市										3		3			
金沢市															
長野市										1		1			
岐阜市															
豊橋市										2		2			
岡崎市										2		2			
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市										4		4			
奈良市															
和歌山市										2		2			
岡山市										2		2			
倉敷市										6		6			
福山市										2		2			
下関市	1		1												
高松市															
松山市										1		1			
高知市															
長崎市										1		1			
熊本市										1		1			
大分市										2		2			
宮崎市															
鹿児島市															
合計	17	0	0	17	4	0	0	4	2	0	0	312	29	20	361

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-7(4) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち アラブ反応施設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設			下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道								5				5
青森県								1				1
岩手県								1				1
宮城県								2				2
秋田県											2	2
山形県								1				1
福島県												
茨城県					1			1	4			4
栃木県					1			1	3			3
群馬県					3			3	3	1		4
埼玉県					2			2	10			10
千葉県	1			1	1			1	3		4	4
東京都								20	1			21
神奈川県					1			1	12			12
新潟県											3	3
富山県					1			1	3			3
石川県												
福井県								1				1
山梨県								1				1
長野県								2				2
岐阜県								2	1			3
静岡県					1			1	1	1		2
愛知県		1		1	1			1	8			8
三重県								2			1	2
滋賀県	2			2				2				2
京都府								2				2
大阪府								14				14
兵庫県								9				9
奈良県								1	1			2
和歌山県												
鳥取県								4				4
島根県								1				1
岡山県								1				1
広島県											1	1
山口県											1	1
徳島県					1			1				1
香川県												
愛媛県											1	1
高知県												
福岡県											1	1
佐賀県												
長崎県								2				2
熊本県												
大分県												
宮崎県								1				1
鹿児島県												
沖縄県											1	1
札幌市								5				5
仙台市								2				2
さいたま市												
千葉市	1			1				2			1	2
横浜市	1			1				6			2	6
川崎市	1			1				2			1	2
新潟市					1			1	1			2
静岡市					1			1	2			2
浜松市					1			1	2			2
名古屋市								5				5
京都市								4				4
大阪市								8				8
堺市								2				2
神戸市								5				5
広島市								5				5
北九州市								3				3
福岡市								3				3
函館市								1				1
旭川市								1				1
青森市												
秋田市								1	1			2
郡山市								1			1	1
いわき市								1				1
宇都宮市											1	1
川越市												
船橋市												
横須賀市								2				2
相模原市												
富山市						1		1	2		2	2
金沢市								1				1
長野市								3				3
岐阜市								2				2
豊橋市								1				1
岡崎市								1			1	1
豊田市												
高槻市								1				1
東大阪市								2				2
姫路市								2				2
奈良市												
和歌山市								2			1	2
岡山市								1				1
倉敷市								1				1
福山市								1				1
下関市					1			1				1
高松市								2				2
松山市												
高知市					1			1	1			1
長崎市												
熊本市								2				2
大分市											2	2
宮崎市								1				1
鹿児島市								1				1
合計	6	1	0	7	18	1	0	19	213	5	1	219

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
 (施設種類別－都道府県・政令市別)

	合 計			
	報告	未報告事業場数		報告対象
	事業場数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	事業場数 (a+b+c)
北海道	18		1	19
青森県	6			6
岩手県	6			6
宮城県	5			5
秋田県	2			2
山形県	1			1
福島県	9		1	10
茨城県	12	2	2	16
栃木県	8	4		12
群馬県	15	1	1	17
埼玉県	20	1		21
千葉県	29			29
東京都	22	1	2	25
神奈川県	16	1		17
新潟県	7	2	6	15
富山県	15			15
石川県	3			3
福井県	8	1		9
山梨県	2			2
長野県	3			3
岐阜県	13	3		16
静岡県	40	4	5	49
愛知県	28	4		32
三重県	11	1	1	13
滋賀県	6			6
京都府	5			5
大阪府	25	2		27
兵庫県	20		2	22
奈良県	2	1		3
和歌山県	2			2
鳥取県	6			6
島根県	2	1		3
岡山県	1			1
広島県	7			7
山口県	16	1		17
徳島県	8			8
香川県	4		1	5
愛媛県	11			11
高知県	1			1
福岡県	4		3	7
佐賀県	1	1		2
長崎県	2			2
熊本県	2			2
大分県				
宮崎県	3			3
鹿児島県	1			1
沖縄県	1			1
札幌市	5			5
仙台市	3			3
さいたま市	4			4
千葉市	8			8
横浜市	20			20
川崎市	16			16
新潟市	4		1	5
静岡市	11	3		14
浜松市	5			5
名古屋市	10			10
京都市	4			4
大阪市	9			9
堺市	3			3
神戸市	6			6
広島市	6			6
北九州市	6			6
福岡市	3			3
函館市	1			1
旭川市	2			2
青森市	2			2
秋田市	7	2		9
郡山市	3	1		4
いわき市	8			8
宇都宮市	2			2
川越市	1			1
船橋市				
横須賀市	2			2
相模原市				
富山市	7	1		8
金沢市	1			1
長野市	4			4
岐阜市	2			2
豊橋市	3			3
岡崎市	4			4
豊田市				
高槻市	1			1
東大阪市	2			2
姫路市	6			6
奈良市				
和歌山市	5			5
岡山市	3			3
倉敷市	8			8
福山市	3			3
下関市	2			2
高松市	2			2
松山市	1			1
高知市	3			3
長崎市	2			2
熊本市	3			3
大分市	4			4
宮崎市	1			1
鹿児島市	1			1
合 計	648	38	26	712

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－8（１） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ペル（グラフトペル）又は亜硫酸ペル（ホワイトペル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		7620A又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道								1
青森県					1	1		
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県							4	
栃木県					1	1		
群馬県								
埼玉県								
千葉県							1	
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県				1				
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県							1	
静岡県		1					10	
愛知県								
三重県								
滋賀県				1	1	2		2
京都府								
大阪府							1	
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県							3	
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県					1	1		
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市							1	
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	0	1	0	2	4	26	0	3

表Ⅲ－８（２） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	汚泥類の破壊の用に供する施設のうち プラマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道								1
青森県							1	1
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								4
栃木県							1	1
群馬県								
埼玉県								
千葉県								1
東京都								
神奈川県								
新潟県						1		1
富山県								1
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								1
静岡県		1						12
愛知県								
三重県								
滋賀県				2			1	7
京都府								
大阪府								1
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								3
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県							1	1
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								1
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
川崎市								
船橋市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
奈良市								
和歌山市								
岡山市								
倉敷市								
福山市								
下関市			1	1			1	1
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	0	1	1	3	0	1	5	37

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,079	63
文書指導件数	1,346	72
一時使用停止命令	0	0
その他	20	0

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表Ⅱ－2に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	47	0
口頭指導件数	16	0
文書指導件数	18	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	4	0
その他	2	0

注) 表Ⅱ－3排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成18年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。また、平成18年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表Ⅲ－１０ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	5	20				11		
青森県	15							
岩手県	12	8						
宮城県	9							
秋田県								
山形県	32	1			11			
福島県	3							
茨城県	28							
栃木県	37	3						
群馬県	8							
埼玉県	30	9						
千葉県	3	31						
東京都	127							
神奈川県	24				1			
新潟県	5	105				5		
富山県	14	73				9		
石川県	1							
福井県	19	17		2	1			
山梨県	7	34						
長野県	5	3						
岐阜県	19	5		18				
静岡県	35				4			
愛知県	3							
三重県	32	21			1			
滋賀県	30	19			1	1		
京都府								
大阪府	106	106			22	22		
兵庫県	43				2			
奈良県	8	69						
和歌山県	5							
鳥取県	13	19						
島根県	22							
岡山県	9	7				1		
広島県	25	16						
山口県	1							
徳島県	18	130						
香川県	6	24						
愛媛県		75						
高知県	19	82						
福岡県	134	16			5	3		
佐賀県	14							
長崎県	2							
熊本県	4							
大分県	11	6						
宮崎県								
鹿児島県		138						
沖縄県	3							
札幌市	2							
仙台市	3	1						
さいたま市	1							
千葉市		61				9		
横浜市					1			
川崎市								
新潟市		84				7		
静岡市		19						
浜松市		4						
名古屋市	7	2						
京都市	6	9						
大阪市	2	1						
堺市								
神戸市								
広島市	4				2			
北九州市								
福岡市	5				3			
函館市	1							
旭川市								
青森市	2							
秋田市								
郡山市								
いわき市	3							
宇都宮市	2							
川崎市								
船橋市								
横須賀市	1							
相模原市								
富山市								
金沢市		1						
長野市	4							
岐阜市	30				6			
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	5	5						
奈良市	3	4						
和歌山市		36						
岡山市	39	57			3	4		
倉敷市								
福山市	5							
下関市								
高松市								
松山市	1	16						
高知市	3	8						
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市	3							
鹿児島市	2							
合 計	1079	1346	0	20	63	72	0	0

表Ⅳ－１ 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日	
法第２９条第１項に基づく対策地域の指定件数	１
法第３１条第１項に基づく対策計画の策定件数	１
法第３２条第１項に基づく対策計画の変更件数	０
平成１９年３月３１日現在	
対策地域指定件数（累計）	５
対策事業実施中の指定対策地域数	１
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	３

表Ⅳ－２ 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（平成１８年４月１日～平成１９年３月３１日）

	事業場数	件数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	０	０
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	１	１
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	０	０

表IV-3 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別-都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県	1	1				
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
神奈川						
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川崎市						
船橋市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
奈良市						
和歌山市						
岡山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	1	1	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表V-1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成19年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	12団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 横浜市、川崎市、 名古屋市、高知市	6団体 神奈川県、山梨県、 三重県、横浜市、 川崎市、高知市	6団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市、高知市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法-全国）注1)

	平成18年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成19年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
									平成18年 3月31日 現在の 設置基数	平成19年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	80	1	0	0	0	1	80	28	0	0	0	
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	50	1	0	0	0	1	50	38	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルケル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	19	2	0	0	0	0	21	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	
4-クロロフェノール水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジメチルジエチルアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジエチルアミン洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	77	2	0	0	0	5	74	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	0	0	0	0	0	15	4	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	251	3	0	0	0	1	253	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,034	39	1	0	0	70	2,004	994	13(5)	14(5)	9(4)
	灰の貯留施設	816	27	1	0	0	17	827	389	0	0	0
	小計	2,850	66	2	0	0	87	2,831	1,383	13(5)	14(5)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	160	3	0	0	0	3	160	19	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	53	1	0	0	0	1	53	34	0	0	0	
下水道終末処理施設	250	4	0	—	—	1	253	222	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	49	1	0	0	0	8	42	24	2	2	2	
合計	3,894	84	2	0	0	108	3,872	1,809	15(5)	16(5)	11(4)	

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法—全域）注1)

	平成18年	新設 注2)	既設 注3)	法から	法への	廃止等 注5)	平成19年3月31日	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
	3月31日現在の 設置基数 a			の移行 注4)	の移行 注4)		現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e		
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	18	0	0	0	0	0	18	7	0
カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロホル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンパレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	210	2	0	0	0	1	211	82	0
	27	0	0	0	0	1	26	8	0
	237	2	0	0	0	2	237	90	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	14	1	0	0	0	4	11	7	0
合計	301	3	0	0	0	6	298	115	0

注1) 法に基づく届出は含まない。

注2) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.6	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.32ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
1.2	1	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.67ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	埼玉県
1.2	1	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.67ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	埼玉県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.28	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.027ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
0.13	0.1	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	京都府

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
13	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.0042ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
5	1	行政	改善等を口頭指導 [廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.0038ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
2.9	1	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.45ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.68ng-TEQ/m ³ N)。	群馬県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉 (火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
96	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.60ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
36	5	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	横浜市
31	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.73ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	栃木県
31	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.73ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	栃木県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m ³ N)。	仙台市
8.1	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下 (0.30ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
7.7	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.31ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
6.1	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.12ng-TEQ/m ³ N)。	北海道

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
69	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.9ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
50	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
46	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.62ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
35	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県
31	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
20	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	石川県
20	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	香川県
19	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	福岡県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.9ng-TEQ/m ³ N)。	香川県
15	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	三重県
15	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.45ng-TEQ/m ³ N)。	千葉市
14	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.4ng-TEQ/m ³ N)。	長崎市
13	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県
12	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.67ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
12	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の行政検査で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	沖縄県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
11	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	長崎県
9.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県
9.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.57ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
8.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.7ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
8.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.30ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
8.2	5	設置者	口頭指導。施設使用停止継続中。	三重県
7.9	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	旭川市
7.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.8ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
7.1	5	設置者	改善対策実施中。施設使用停止継続中。	埼玉県
6.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.68ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
6.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.08ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
6.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.1ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
6.1	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	東京都
5.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.65ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
5.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.6ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
5.7	5	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	京都府
5.6	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県
5.5	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.3ng-TEQ/m ³ N)。	北海道
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	青森県
5.4	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.5ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
5.3	5	行政	改善等を文書指導。H18.4.25施設使用廃止届出。	京都府
5.2	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.52ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
140	10	行政	改善命令。H19.1.31施設使用廃止届出。	千葉県
130	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
86	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m ³ N）。	福井県
78	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.5ng-TEQ/m ³ N）。	山梨県
60	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.21ng-TEQ/m ³ N）。	長崎県
55	10	設置者	一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.8ng-TEQ/m ³ N）。	熊本市
48	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.8ng-TEQ/m ³ N）。	静岡県
44	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.3ng-TEQ/m ³ N）。	福岡県
35	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
34	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（8.9ng-TEQ/m ³ N）。	さいたま市
33	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.8ng-TEQ/m ³ N）。	秋田県
32	10	行政	改善等を口頭指導。H19.3.23施設使用廃止届出。	埼玉県
30	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.81ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
29	10	設置者	H18.12.22施設使用廃止届出。	札幌市
29	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.16ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
28	10	行政	改善命令及び一時停止命令。H19.1.23施設使用廃止届出。	広島県
24	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.68ng-TEQ/m ³ N）。	福井県
24	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.5ng-TEQ/m ³ N）。	埼玉県
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（5.6ng-TEQ/m ³ N）。	香川県
23	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.48ng-TEQ/m ³ N）。	鳥取県
22	10	設置者	改善等を文書指導。。H19.3.23施設使用廃止届出。	兵庫県
22	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（7.6ng-TEQ/m ³ N）。	新潟県
22	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（6.6ng-TEQ/m ³ N）。	栃木県
21	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.1ng-TEQ/m ³ N）。	宮崎県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
18	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
18	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.6ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
16	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.8ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
15	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.2ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(9.7ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
13	10	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。	高松市
13	10	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
13	10	設置者	改善等を口頭指導。H18.12.25施設使用廃止届出。	山口県
13	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	東京都
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	大阪府
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	茨城県
12	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.18ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
12	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.015ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	名古屋市
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	長崎県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.2ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県

注1)平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2)平成18年度中及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃棄物処理法を根拠とする措置が執られたことを示す。

表VI-4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
760	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
33	10	廃棄物焼却炉にかかる廃ガス洗淨施設又は湿式集塵施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.3pg-TEQ/L)。	北九州市
17	10	廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下(0.064pg-TEQ/L)。	福島県

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成18年度中及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表VI-5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係-全国)^{注)}

平成19年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		105	3
措置後の対応状況	基準達成	71	2
	対策実施中	25	1
	廃止	7	0
	休止	2	0

注) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の状況を取りまとめた表II-3に、それ以降の状況(平成19年6月30日まで)を反映させた。

表VI-6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係-全国)

(平成19年4月1日～平成19年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	397	11
文書指導件数	201	1
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	1
その他	6	2

注) 表III-1 (大気基準適用施設) 及び表III-3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道					1					
青森県	4				1					
岩手県	2	1								
宮城県	12									
秋田県										
山形県										
福島県	6						1			
茨城県	13						2			
栃木県	8									
群馬県										
埼玉県	36	2								
千葉県	13									
東京都	3									
神奈川県		3								
新潟県	5	22								
富山県										
石川県										
福井県					1					1
山梨県	8									
長野県										
岐阜県	16									
静岡県	14	1		1	3	3	1		1	1
愛知県	5									
三重県	33	1								
滋賀県	8	7								
京都府										
大阪府	3	3								
兵庫県	14					2				
奈良県										
和歌山県	8									
鳥取県	11									
島根県	1									
岡山県										
広島県	21	4								
山口県										
徳島県		47								
香川県	3	8								
愛媛県		51								
高知県										
福岡県	15					2				
佐賀県	10									
長崎県	2									
熊本県										
大分県										
宮崎県	3	1								
鹿児島県	15	32								
沖縄県	1									
札幌市										
仙台市										
さいたま市	2									
千葉市	3									
横浜市										
川崎市										
新潟市	34					1				
静岡市										
浜松市	4									
名古屋市	1	6								
京都市										
大阪市										
堺市		7								
神戸市										
広島市	2									
北九州市										
福岡市										
函館市	1									
旭川市										
青森市	2									
秋田市										
郡山市										
いわき市	1									
宇都宮市										
川崎市										
船橋市	3									
横須賀市										
相模原市										
富山市	8									
金沢市	2	2								
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市	10									
奈良市	1									
和歌山市	1									
岡山市	19	3								
倉敷市										
福山市	5									
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市	1									
宮崎市										
鹿児島市	4									
合計	397	201	0	1	6	11	1	0	1	2

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成19年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

大気基準適用施設		平成19年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1) 注2)</small>		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況 <small>注3) 注4) 注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉍の製造の用に供する焼結炉		4	0	0	1	0	3
製鋼用電気炉		12	1	1	10	1	1
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉)		0	0	0	0	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		39	68	38	36	0	33
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	55	38	31	49	3	10
	2 t/h以上～4 t/h未満	90	76	71	73	2	20
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,497	1,073	411	1,249	101	809
	小計	1,642	1,187	513	1,371	106	839
合計		1,697	1,256	552	1,418	107	876

注1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であつて、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成18年度から引き続き休止状態にある施設及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成19年4月1日～平成19年6月30日）

水質基準対象施設	平成19年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 ^{ナトリウム} （クラフト ^{ナトリウム} ）又は重硫酸 ^{ナトリウム} （サルファイト ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	2	2	0	0	0
カーボ ^{ナトリウム} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	0	2	2	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルキ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{ガス} を処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化 ^{ビニルモノマー} の製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カ ^{プロラクタム} の製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロ ^{ロベンゼン} 又はジ ^{クロロベンゼン} の製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロ ^{ロフル酸} ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジ ^{クロロ} -1,4-ナ ^{フトキン} の製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジ ^{オキサジン} ハ ^{イロ} ットの製造の用に供する ^{エトロ} 化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アル ^{ミニウム} 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	29	20	11	25	1	12
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	0	0
フ ^ッ 類の破壊の用に供する施設のうちの ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	1	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	5	1	0	3	0	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	1	1	2	0	0
合計	38	26	16	32	1	15

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成18年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表VI-10(1) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設 焙焼炉					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県								1										
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県								1		1								
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県								2					2					
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県								1					1					
岡山県																		
広島県																		
山口県								6					6					
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市								1						1				
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市								1						1				
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市		1																
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市		3						3										
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	4	0	0	1	0	3	12	1	1	10	1	1	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(2) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	垂鉛回収施設																	
	焼結炉						溶鉱炉						溶解炉					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(3) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設														アルミニウム合金製造施設							
	乾燥炉						小計								焙焼炉							
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況						平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定				
北海道																						
青森県																						
岩手県																						
宮城県																						
秋田県																						
山形県																						
福島県																						
茨城県															1			1				
栃木県																						
群馬県																						
埼玉県																						
千葉県																						
東京都																						
神奈川県																						
新潟県																						
富山県																						
石川県																						
福井県																						
山梨県																						
長野県																						
岐阜県																						
静岡県															3		0					
愛知県																						
三重県															2		0					
滋賀県																						
京都府																						
大阪府																						
兵庫県																						
奈良県																						
和歌山県																						
鳥取県																						
島根県																						
岡山県																						
広島県																						
山口県																						
徳島県																						
香川県																						
愛媛県																						
高知県																						
福岡県																						
佐賀県																						
長崎県																						
熊本県																						
大分県																						
宮崎県																						
鹿児島県																						
沖縄県																						
札幌市																						
仙台市																						
さいたま市																						
千葉市																						
横浜市																						
川崎市																						
新潟市																						
静岡市																						
浜松市																						
名古屋市																						
京都市																						
大阪市																						
堺市																						
神戸市																						
広島市																						
北九州市																						
福岡市																						
函館市																						
旭川市																						
青森市																						
秋田市																						
郡山市																						
いわき市																						
宇都宮市																						
川崎市																						
船橋市																						
横須賀市																						
相模原市																						
富山市																						
金沢市																						
長野市																						
岐阜市																						
豊橋市																						
岡崎市																						
豊田市																						
高槻市																						
東大阪市																						
姫路市																						
奈良市																						
和歌山市																						
岡山市																						
倉敷市																						
福山市																						
下関市																						
高松市																						
松山市																						
高知市																						
長崎市																						
熊本市																						
大分市																						
宮崎市																						
鹿児島市																						
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5	1	0			

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(4) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉						乾燥炉						小計					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県	1													1			1	
秋田県																		
山形県																		
福島県	3				3									3			3	
茨城県	1				1									2			2	
栃木県		1	1				1						1	1	1		1	
群馬県		4				4								4			4	
埼玉県	2	6	3	2									2	6	3	2		3
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県	1				1									1			1	
富山県	2				2									2			2	
石川県	1													1			1	
福井県	2				2									3			3	
山梨県		1				1								1			1	
長野県	1	1				1								1			1	
岐阜県	1													1			1	
静岡県	2	10	4	2		6		1			1		2	14	7	2		7
愛知県	2	2	1	2		1	1						3	2		3		1
三重県	3	14	14	3									3	16	16	3		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府	2				2									3	1		3	
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県		1	1											1			1	
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市	1													1			1	
名古屋市																		
京都市	3					3								3			3	
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市	1													1			1	
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川崎市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市	1	5				5	2				2			3	5		3	5
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市		8				8								8			8	
奈良市	1													1			1	
和歌山市																		
岡山市	1	8	8											1	8	8	1	
倉敷市																		
福山市																		
下関市	1													1			1	
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市	1													1			1	
合計	32	61	32	29	0	32	6	2	1	6	0	1	39	68	38	36	0	33

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10(5) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上						2t/h以上~4t/h未満						200kg/h以上~2t/h未満					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			平成19年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			平成19年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道						2	2	2				12	10	7	13			2
青森県	1					1						7			7			
岩手県												8			6		1	
宮城県	1							1	1			1	1		1			
秋田県												6			6			
山形県												4			4			
福島県		2	2									7	2	2	7			1
茨城県						2			2			8	1		8			
栃木県	3			3		4	4	2	4		2	5	8	3	5	5		5
群馬県												6			6			
埼玉県	2	2	2	2		6	1	1	6			10	8	5	11	1		1
千葉県	4	2		2	2	8	5	4	8		1	9	11	2	8		1	9
東京都	7	2	2	7		5	5	5	5			5	5	5	4	6		
神奈川県						1	6	6	1			9			9			
新潟県		8	8			2	20	20	2			5	26	24	6			1
富山県												3			3			
石川県							3	3					4	3				1
福井県	1					2			2			3			3			
山梨県						4			4			6	1		7			
長野県						1					1	14						14
岐阜県						4			4			9	6	5	9			1
静岡県	1	3	2		1	3	3	3	3			15	12	6	15			6
愛知県	3			3		2			2			11	1		11			1
三重県	1	1	1			2	2	2	2			9	10	8	9			2
滋賀県	1			1		3					3	9	6	5	8		1	1
京都府												6			6			
大阪府	8			8		4			4			16			16			
兵庫県												1	2		3			
奈良県	1				1	2				2		6						6
和歌山県												6	9	9	1	5		
鳥取県		2	2									1	2	2	1			
島根県		2	2			1	5	5	1			7	10	10	7			
岡山県												8						8
広島県		2	2			4	4	4	4			4	3	2	5			
山口県	3			3		2			2			15			15			
徳島県	2			2		1	2	2	1			12	2	2	11		1	
香川県												6	5	5	5			1
愛媛県	1			1			1				1	1	4	3	1			1
高知県						2			2			19	3		19	1		2
福岡県	1	2	2		1	6	3	3			6	6	19	1				24
佐賀県						1	2	2		1		11	3	3	11			
長崎県						4						19			19			
熊本県												6			6			
大分県						1					1	3	3					6
宮崎県												2	2	2				
鹿児島県												2	7	6	6			
沖縄県												4			4			
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市												4						4
横浜市						3			3			8	1		8			1
川崎市							1			1			1					1
新潟市						5	5	5					8	8				
静岡市												3						3
浜松市	1			1		1						6			6			
名古屋市	2			2								3	1		3			1
京都市												6	2	2				6
大阪市		1			1							4						4
堺市	1				1	1					1	2	1					3
神戸市												1			1			1
広島市		6	6			1			1			1	7	7	1			1
北九州市	2	3		5								4	1		4			
福岡市												1						1
函館市												2	1		2			1
旭川市																		
青森市																		
秋田市												2			2			
郡山市						1						1					1	
いわき市												1			1			
宇都宮市						2					2	1						1
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市													2					2
富山市												1	2	2	1			
金沢市												1			1			
長野市												2	1	1	2			
岐阜市	1				1							2						2
豊橋市																		
岡崎市												3			3			
豊田市	1				1							1					1	
高槻市																		
東大阪市												2						2
姫路市															1			
奈良市												1			1			
和歌山市												5			3	2		
岡山市						1			1			6	6	5	6			1
倉敷市	2			2		2	1	1	2			4			4			
福山市	2				2							6	1		1			6
下関市												1			1			
高松市																		
松山市																		
高知市												2			1			1
長崎市						1			1			4			2	2		2
熊本市																		
大分市												1	4		1			4
宮崎市						2			2									
鹿児島市	2			2		1			1			7			7			
合計	55	38	31	49	3	10	90	76	71	73	2	20	440	225	144	365	20	136

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日間の報告状況等を計上した。

表VI-10(6) 設置者による測定結果未報告の大气基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5m ² 以上)					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	19	6	5	19		1	2	3	2			1						
青森県	9	2				2	3	1						1				
岩手県	8	7	2	9	2	2	1	1						1				
宮城県	7	5	4			1	3							2				2
秋田県	1																	
山形県	4			3	1		1											
福島県	7	2	2	7			2											
茨城県	53	12	7	53		5	8							1				1
栃木県	13	34	2	15	2	28	9							1				1
群馬県	7	5	3	7		2	5	1				1	2	2				2
埼玉県	18	7	2	18	2	3	11	18	8	12		9	7	1				1
千葉県	58	31	3	55	9	22	12	6	1	11		6	1	6				3
東京都	11	14	5	11	1	8	14	24	1	15		22	2	9	2			7
神奈川県	11	2	1	11		1	3	4	2			2	5					5
新潟県	10	12	9	8	3	2	2	5	3			2	1	6				3
富山県	1	2	2				1	1	1									
石川県	6	12	9	6		3	1	6	1			5						
福井県	11	1	1	11			2	1	1				4					4
山梨県	4	1	1	4			3											
長野県	11	3				14	1	2				3		1				1
岐阜県	18	17	13	18		4	10	12	7	10		5	2					2
静岡県	19	16	4	18	5	8	10	8	1	10		7	4	2				2
愛知県	8	1	1	8			4					4	2					1
三重県	12	31	8	17	2	16	4	6	2		1	2	5	1				1
滋賀県	18	7	3	16		6	6					2	3	2				1
京都府	6			6														
大阪府	9	3		9		3												
兵庫県	25	16	2	20	8	11	8	4			1	3	3	2				1
奈良県	33	33				66	3	8				11	2					2
和歌山県	14	7	5	10	6	2	20		1	2		11	1					10
鳥取県	5	7	5	5		2								2				
島根県	4	5	4	5			1											1
岡山県	5					5	3					3	2					2
広島県	12	11	7	10	2	4	1	1	1			5		4				1
山口県	9	1	1	9			9					4						
徳島県	10	24	13	11	1	9	2	2	2									
香川県	8	9	5	9		3	5	2				2	1	1				1
愛媛県	18	25	7	15	4	17	3	17	3		1	14	2	4	2			2
高知県	10	19	1	10		1	17	3	6		3	1	5	1	3			1
福岡県	15	41	1			55	3	41	1			43		12				12
佐賀県	6	7	1	4	2	6	1	1	1			1	1	1				1
長崎県	12	1		12		1								1				1
熊本県	10	2	2	10			5					6						6
大分県	6	1				7	3	1				4	1					1
宮崎県	2	1		2		1												
鹿児島県	5	17	14			3		1										
沖縄県	5	3		5		3	3					4						4
札幌市																		
仙台市		1	1				1			1			1					1
さいたま市	2			2			3	2	1			1	3					3
千葉市	2	6	2			6	1	1				2	1	1				2
横浜市	8	1		8		1	19	2		19		2	5	1				5
川崎市							1											
新潟市	2	14	13	2		1	2	6	6				1	1				1
静岡市	1	8				9	1	8				9	3	4				7
浜松市	8			8		4	4	4					4					
名古屋市	3	4		3		4		4				1	3	1	1			1
京都市	13					13	15					15						
大阪市		1				1	2	1				3						
堺市	4	4				8	2					2	1					
神戸市	3					3	1	1				2						1
広島市	1	3	3										1					1
北九州市	1	2	2										1					1
福岡市																		
函館市																		
旭川市		1	1															
青森市	1	1	1					1	1				2					2
秋田市																		
郡山市	2			2			2											
いわき市		3					3											
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市	1	2				2												
横須賀市	1	1	1											4				4
相模原市	1	1	1				1						1					1
富山市	1	5	2			3		4	2			2						
金沢市	1							1				1						
長野市	2			2			2				1							
岐阜市	1					1						1						
豊橋市																		
岡崎市	2			2														
豊田市							1											
高槻市																		
東大阪市		1				1												
姫路市	3	3	1	3		2	1			1								
奈良市	5	2	2	5			6						2					2
和歌山市	12	1		9	3	1	8					6		6				6
岡山市		2	2															
倉敷市	1						1					1						
福山市	4	6	4			6		1	1									
下関市																		
高松市							1					1						
松山市	3			3														
高知市	4	2	1	4	1			1				1						
長崎市	6			4	2		2						1					1
熊本市	3					3	1					1	1					1
大分市		1				1	2	1				2	1	2				2
宮崎市		3	3															
鹿児島市		3	3					1	1									
合計	673	545	198	553	57	410	268	225	51	227	13	202	116	78	18	104	11	61

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日間の報告状況等を計上した。

表VI-10(7) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計						合計					
	平成19年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況			平成19年3月31日現在の未報告施設数			左記に計上した施設の平成19年6月30日までの状況		
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	35	21	16	36		4	35	21	16	36		4
青森県	22	3	1	22			22	3	1	22		
岩手県	17	9	4	17	3	2	17	9	4	17	3	2
宮城県	12	9	6	12		3	12	9	6	12		3
秋田県	7			7			7			7		
山形県	9			8	1		9			8	1	
福島県	16	6	6	16			19	6	6	19		
茨城県	72	13	7	72		6	75	13	7	75		6
栃木県	35	46	7	37	2	35	36	47	8	38	2	35
群馬県	20	8	3	20		5	20	12	3	20		9
埼玉県	54	37	18	56	3	14	56	43	21	58	3	17
千葉県	92	61	10	86	14	43	92	61	10	86	14	43
東京都	39	59	19	41	1	37	39	59	19	41	1	37
神奈川県	29	12	9	29		3	29	12	9	29		3
新潟県	20	77	65	20	4	8	21	78	66	21	4	8
富山県	3	3	3	3			5	3	3	5		
石川県	7	25	16	7		9	7	25	16	7		9
福井県	23	2	2	23			26	2	2	26		
山梨県	17	2	1	18			17	3	1	18		1
長野県	27	6				33	27	7				34
岐阜県	43	35	25	43		10	44	35	25	44		10
静岡県	52	44	16	51	5	24	54	58	23	53	5	31
愛知県	32	4	1	32	1	2	37	6	2	37	1	3
三重県	33	51	22	39	3	20	36	67	38	42	3	20
滋賀県	39	16	10	32	3	10	39	16	10	32	3	10
京都府	12			12			12			12		
大阪府	37	3		37		3	40	4	1	40		3
兵庫県	37	24	2	34	10	15	37	24	2	37	10	15
奈良県	47	41				88	47	41				88
和歌山県	51	17	15	39	14		51	17	15	39	14	
鳥取県	6	11	9	6		2	6	11	9	6		2
島根県	13	24	22	14		1	14	24	22	15		1
岡山県	18					18	18					18
広島県	26	21	16	24	3	4	26	21	16	24	3	4
山口県	42	1	1	42			48	1	1	48		
徳島県	27	30	19	27	2	9	27	30	19	27	2	9
香川県	20	17	11	20	1	5	20	17	11	20	1	5
愛媛県	25	51	15	21	5	35	25	51	15	21	5	35
高知県	35	31	1	35	4	26	35	31	1	35	4	26
福岡県	31	118	8			141	31	118	8			141
佐賀県	20	14	7	17	3	7	20	14	7	17	3	7
長崎県	35	2		35		2	35	2		35		2
熊本県	27	2	2	27			27	2	2	27		
大分県	14	5				19	14	5				19
宮崎県	2	3	2	2		1	2	3	2	2		1
鹿児島県	7	25	17	12		3	7	26	18	17		3
沖縄県	16	3		16		3	16	3		16		3
札幌市												
仙台市	3	2			1		1	3	2		1	1
さいたま市	8	2	1	8		1	8	2	1	8		1
千葉市	8	8	2			14	8	8	2			14
横浜市	43	5		43		5	43	5		43		5
川崎市	1	2			1	1	1	2			1	1
新潟市	5	34	33			1	5	34	33			1
静岡市	8	20				28	8	20				28
浜松市	20	4		20		4	21	4		21		4
名古屋市	9	10		9	2	8	10	10		9	3	8
京都市	34	2	2			34	37	2	2			37
大阪市	6	3				9	6	3				9
堺市	9	7				16	9	7				16
神戸市	6	1				7	6	1				7
広島市	4	16	16	4			4	16	16	4		
北九州市	8	6	3	11			10	6	3	13		
福岡市	1					1	1					1
函館市	2	1		2		1	2	1		2		1
旭川市		1	1					1	1			
青森市	3	2	2	3			3	2	2	3		
秋田市	2			2			2			2		
郡山市	6				1		6			5	1	
いわき市	1	3				3	1	3				3
宇都宮市	3					3	3					3
川越市												
船橋市	1	2				2	1	2				2
横須賀市		5	5					5	5			
相模原市	3	3	1	3		2	3	3	1	3		2
富山市	2	11	6	2		5	5	16	6	5		10
金沢市	2	1		2		1	2	1		2		1
長野市	6	1	1	5	1		6	1	1	5	1	
岐阜市	5					5	5					5
豊橋市												
岡崎市	5			5			5			5		
豊田市	3			1	2		3			1	2	
高槻市												
東大阪市	2	1				3	2	1				3
姫路市	5	3	1	4	1	2	5	11	1	4	1	10
奈良市	14	2	2	14			15	2	2	15		
和歌山市	3	1	2		7	1	3	1		2	7	1
岡山市	7	8	7			1	7	8	7			1
倉敷市	10	1	1	10			11	9	9	1		
福山市	12	8	5		1	14	15	8	5		1	17
下関市	1						2					
高松市	1					1	1					1
松山市	3			3			3			3		
高知市	6	3	1	5	2	1	6	3	1	5	2	1
長崎市	14			9	5		14			9	5	
熊本市	5					5	5					5
大分市	3	8		3		8	3	8		3		8
宮崎市	2	3	3	2			2	3	3	2		
鹿児島市	9	4	4	9			10	4	4	9		
合計	1642	1187	513	1371	106	839	1697	1256	552	1418	107	876

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(1) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	硫酸塩ペル(ケイトペル)又は亜硫酸ペル(サイトペル)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県		1																
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県														1	1			
茨城県														2	2	1	2	1
栃木県														3			3	
群馬県														1				1
埼玉県														1		1		
千葉県																		
東京都														2	2			
神奈川県									1	1				1		1		
新潟県									2	4	4	4	2					
富山県																		
石川県																		
福井県													1			1		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県														2			2	
静岡県														4	4	4	4	4
愛知県														3		3		
三重県														1	1	1	1	1
滋賀県																		
京都府																		
大阪府														2		2		
兵庫県		1	1											1	1			
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県													1			1		
岡山県																		
広島県																		
山口県													1					1
徳島県																		
香川県								1	1									
愛媛県																		
高知県																		
福岡県															3	1	1	1
佐賀県														1				
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市															1	1		
静岡市														3				3
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市														1			1	
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	29	20	11	25		12

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(2) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						700種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県														1			1	
千葉県																		
東京都													1					1
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県														1			1	
静岡県													1					1
愛知県	1					1								1				1
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県														1				1
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
秋田市														1			1	
郡山市																		
いわき市																		
宇都宮市																		
川越市																		
船橋市																		
横須賀市																		
相模原市																		
富山市							1											1
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
豊田市																		
高槻市																		
東大阪市																		
姫路市																		
奈良市																		
和歌山市																		
岡山市																		
倉敷市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	5	1	0	3	0	3

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11(3) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況				平成19年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成19年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道								1				
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1	1				
茨城県							2	2	1	2		1
栃木県	1			1			4			4		
群馬県							1	1		1		1
埼玉県							1			1		
千葉県												
東京都							1	2	2			1
神奈川県							1			1		
新潟県		1	1				2	6	6	2		
富山県												
石川県												
福井県							1			1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3			3		
静岡県							4	5		4		5
愛知県							4			4		
三重県							1	1		1		1
滋賀県												
京都府												
大阪府							2			2		
兵庫県								2	2			
奈良県							1					1
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							1					1
徳島県												
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県								3	1	1		1
佐賀県							1					
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市								1	1			
静岡市							3					3
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
秋田市							2			2		
郡山市	1			1			1			1		
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
横須賀市												
相模原市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
奈良市												
和歌山市												
岡山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	1	1	2	0	0	38	26	16	32	1	15

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成19年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。